

官報号外

昭和四十三年五月十四日

○第五十八回 衆議院会議録 第三十三号

昭和四十三年五月十四日(火曜日)

議事日程 第二十四号

昭和四十三年五月十四日

午後二時開議

第一 国立光明寮設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

第二 身体障害者福祉法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

第三 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便
葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 大気汚染防止法案(内閣提出)

第五 騒音規制法案(内閣提出)

第六 割賦販売法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第七 昭和四十年度一般会計歳入歳出決算
算書

昭和四十年度特別会計歳入歳出決算
算書

昭和四十年度国税収納金整理資金受払計
算書

昭和四十年度政府関係機関決算書

第八 昭和四十年度国有財産増減及び現在額總
計算書

第九 昭和四十年度国有財産無償貸付状況總
計算書

○本日の会議に付した案件

北山愛郎君の故議員小沢佐重喜君に対する追悼
演説

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 国立光明寮設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

日程第二 身体障害者福祉法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

日程第三 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき
郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 大気汚染防止法案(内閣提出)

日程第五 騒音規制法案(内閣提出)

日程第六 割賦販売法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第七 昭和四十年度一般会計歳入歳出決算
算書

昭和四十年度特別会計歳入歳出決算
算書

昭和四十年度国税収納金整理資金受
払計算書

昭和四十年度政府関係機関決算書

昭和四十年度国有財産増減及び現在
額總計算書

昭和四十年度国有財産無償貸付状況
總計算書

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定の締結について承
認を求める件

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きま
す。

○議長(石井光次郎君) 御報告いたすことがあります。

議員小沢佐重喜君は、去る八日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る十日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力しささぎに議院運営委員長外務委員長日米安全保障条約等特別委員長等の要職につきまたしばしば國務大臣の重任にあたられた公職選挙法改正に關する調査特別委員長議員正三位勲一等小沢佐重喜君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をさせます。

〔北山愛郎君登壇〕
○北山愛郎君 ただいま議長から御報告のありますとおり、本院議員小沢佐重喜君は、去る五月八日急逝されました。まことに痛惜の念にたえます。これを許します。北山愛郎君。

○議長(石井光次郎君) この際、弔意を表するた
め、北山愛郎君から発言を求められております。
これを許します。

〔北山愛郎君登壇〕
○北山愛郎君 ただいま議長から御報告のあります
とおり、本院議員小沢佐重喜君は、去る五月八日急
逝されました。まことに痛惜の念にたえます。これを許
します。

ここに、私は、諸君の御同意を得て、議員一同
を代表し、つつしんと哀悼のことばを申し述べた
いと存じます。(拍手)

私のなき父は、小沢君が戦後最初の衆議院議員
選挙に立候補されて以来、常に君を支持してお
りました。その後、私自身が君と選挙で相争うこ
とにになりましたが、私たちはいつも堂々たる争
いはさわやかな思い出につづられております。

(拍手)
小沢君は、明治三十一年十一月、岩手県水沢市
の農家に生まれました。経済的に恵まれなかつた
君は、小学校五年で退学し、職につかれました。
しかし、向学の念やがたく、生家の庭に一本の
桜をひそかに植え、「咲け咲けやこの美しき桜花
われ留守にても美しく咲け」と歌われて、郷里を
あとにされたのであります。その後の君の生活
は、文字どおり苦學力行の連続であります。中
学を経て、日本大学法科に学ばれた君は、大正十
二年同校を卒業し、同年中に弁護士試験の難関を
突破され、そして、翌年東京において弁護士を
開業するに至りました。時に、君はわずか二十六
歳、苦闘がようやく実を結んだのであります。

少社弁護士として君は、弁護料など払えないよ

うな人たちのために、いわばよろづ法律相談を進
んで引き受けられました。弁護士生活を通じ、恵
まれない人たちがいかに多いかを知った君は、や
がて庶民に光をもたらすことこそみずかららの使命
であるとの信念に到達し、政治に志を立て、いよ
いよ研さんを積まれたのであります。そして、昭
和四年三月にして東京市議会議員に当選し、こ
こに初めてその長きにわたる政治生活の第一歩を
踏み出されたのであります。さらに、昭和十一年
には、東京府議会の議員をも兼ねることになりま
したが、この間、君は若さと情熱を傾けて問題に
取り組み、腐敗と退廃によどむ東京市政、府政に
革新の風を吹き込み、大きな成果をあげられたの
であります。(拍手)

昭和二十年、戦後の混乱の中で、君は、いち早
く政党の再建に立ち上がり、同志とともに日本自
由党の創立のために奔走し、同年十一月これが成
るや、引き続き岩手県支部の結成に献身されるな

ど、その活躍はまことに目ざましいものがありますでした。

昭和二十一年四月、戦後第一回の衆議院議員総選挙に際し、君は岩手県から勇躍立候補されました。しかし、当時の君は、郷里岩手にとって全く未知ともいえる存在であり、苦戦を余儀なくされたのであります。そのすぐれた抱負経験と誠意に満ちた戦いぶりによつて、郷党の支持は急速に高まり、みごと当選の栄を獲得されたのであります。(拍手)

本院に議席を得るや、各派交渉会における日本自由党の代表として、また、大選挙区制から中選挙区制への改正の際、特別委員会の理事として、東京市議会時代からの政治経験を生かして活躍し、早くも小沢君の名は同僚議員のひとしく注目するところとなつたのであります。

そして昭和二十三年、第二次吉田内閣の運輸大臣に抜きされたのをはじめとし、吉田内閣の通信、郵政、電気通信、建設の各大臣、さらに、第二次池田内閣の行政管理庁長官、北海道開発厅長官を歴任されました。なんばく、吉田内閣においては、戦後の困難な条件下にもかかわらず、君は明確な展望を持って諸施策を果断に実施し、わが国の復興発展に多大の業績をあげ、よく国民大衆の要望にこたえられたのであります。(拍手)

小沢君は、国会運営のベテランでありました。確固たる政治信念を背景にして、理を尽くし、筋を通し、あわせて綱急の妙を備え、そのきわ立った力量は、自他ともに評すところでありました。君は、この手腕を買われて、議院運営委員長、外務委員長、日米安全保障条約等特別委員長あるいは公職選挙法改正に関する調査特別委員長等の要職にあげられたのであります。この間君は、小選挙区法案、ベトナム賠償協定、安保改定等幾多の重要な審議に取り組まれ、常に与野党激突の最も困難なる局面を担当し、多大の苦心を払われたのであります。私は、君と主義主張を異にし、そして、これらの諸問題に対する審判は、歴史によつて下

るべきものであります。が、日本の波乱に富んだ戦後政治史にしたがった君の足跡は、いつまでも消えることはないであります。(拍手)政治家小沢佐重喜君には、一人の

党においても、かつて少数与党である自由党的国会対策委員長として鍛錬を経たわれたのをはじめ、さらに自由民主党にあっても、一度にわたり國会対策委員長に就任して活躍されました。また、當時論客としてラジオ、テレビにおける討論会等を通じて、その面目を遺憾なく發揮されたこと周知のことであります。そのほか、代議士会長、国土開発調査会長、道路調査会長等、党務の面においてもかけがえのない存在であります。

小沢君を語るとき、東北開発に尽くされた功績も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発の総合開発の重要性に着目されていた君は、国土も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。さらに、その充実開発のため、東北開発三法の制定に尽力されました。以来、幾多の障害を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。いまや、社会、経済情勢の変遷に伴い、東北開発もまた新たな段階を迎へ、一そら君の活躍に期待するところ大なるものがあつたのであります。

御年六十九。生命の灯のまさに消えようとする最

後の一瞬間まで、職務の遂行を念頭に置かれた君をおられたのですが、不幸にも身体が急変し、五月八日、にわかに去つてゆかれたのであります。(拍手)

現下、内外の情勢は激しい流動を続けております。このときにあたり、民衆の中から生まれ、常に民衆とともににある君のとき政党政治家を失いましたことは、返す返すも残念なことであります。御年六十九。生命の灯のまさに消えようとする最

後の一瞬間まで、職務の遂行を念頭に置かれた君をおられたのですが、不幸にも身体が急変し、五月八日、にわかに去つてゆかれたのであります。(拍手)

現下、内外の情勢は激しい流動を続けておりま

す。このときには、返す返すも残念なことであります。このときには、返す返すも残念なことであります。

まず、寄付の総額につきましては、個人のする寄付にあつては最高額を一千円とし、会社その他団体のする寄付にあつてはそれぞれの団体の規模に応じて制限を加えることといたしました。

この場合、会社のする寄付については資本または出資の金額、労働組合等のする寄付については組合員等の数、その他の団体のする寄付については前年における経費の額を基準として、それぞれの団体の規模に応じつつ、ある程度彈力的にその限度額を定めることといたしました。

また、これらの制限額の範囲内において寄付をする場合には、政党及び政治資金団体に対する寄付については制限を設けないこととし、それ以外の政治団体または個人に対する政治資金の寄付については、同一の者に対し、年間五十五万円をこえではないことといたしました。しかしながら、現在の選挙制度のもとににおいて、直ちにこれ

は敵もなかつたと言うことができましよう。(拍手)は政敵はあつても、人間小沢佐重喜君には、一人の

敵もなかつたと言ふことができましよう。(拍手)

は政敵はあつても、人間小沢佐重喜君には、一人の

職選挙法の一部を改正する法律案について、その趣旨とその内容の概略を御説明申し上げます。

昨年政府は、第五次選挙制度審議会の答申に基

づいて、政治資金規正法及び公職選挙法に要所の改正を行なうため、政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案を提案いたしました。

また、当時論客としてラジオ、テレビにおける討論

会等を通じて、その面目を遺憾なく發揮されたこ

とを周知のこととあります。そのほか、代議士会長、国土開発調査会長、道路調査会長等、党務の面においてもかけがえのない存在であります。

小沢君を語るとき、東北開発に尽くされた功績も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発の総合開発の重要性に着目されていた君は、国土も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。さらに、その充実開発のため、東北開発三法の制定に尽力されました。以来、幾多の障害を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。また、いまや、社会、経済情勢の変遷に伴い、東北開発もまた新たな段階を迎へ、一そら君の活躍に期待するところ大なるものがあつたのであります。

御年六十九。生命の灯のまさに消えようとする最

後の一瞬間まで、職務の遂行を念頭に置かれた君をおられたのですが、不幸にも身体が急変し、五月八日、にわかに去つてゆかれたのであります。(拍手)

現下、内外の情勢は激しい流動を続けておりま

す。このときには、返す返すも残念なことであります。

まず、寄付の総額につきましては、個人のする

寄付にあつては最高額を一千円とし、会社その他

団体のする寄付にあつてはそれぞれの団体の

規模に応じて制限を加えることといたしました。

この場合、会社のする寄付については資本または

出資の金額、労働組合等のする寄付については組

合員等の数、その他の団体のする寄付については

前年における経費の額を基準として、それぞれの

団体の規模に応じつつ、ある程度彈力的にその限

度額を定めることといたしました。

また、これらの制限額の範囲内において寄付を

する場合には、政党及び政治資金団体に対する寄

付については制限を設けないこととし、それ以外

の政治団体または個人に対する政治資金の寄付に

ついては、同一の者に対し、年間五十五万円をこえ

てはならないことといたしました。しかしながら、

現在の選挙制度のもとににおいて、直ちにこれ

とを周知のこととあります。そのほか、代議士会長、国土開発調査会長、道路調査会長等、党務の面においてもかけがえのない存在であります。

小沢君を語るとき、東北開発に尽くされた功績も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。さらに、その充実開発のため、東北開発三法の制定に尽力されました。以来、幾多の障害を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。また、いまや、社会、経済情勢の変遷に伴い、東北開発もまた新たな段階を迎へ、一そら君の活躍に期待するところ大なるものがあつたのであります。

御年六十九。生命の灯のまさに消えようとする最

後の一瞬間まで、職務の遂行を念頭に置かれた君をおられたのですが、不幸にも身体が急変し、五月八日、にわかに去つてゆかれたのであります。(拍手)

現下、内外の情勢は激しい流動を続けておりま

す。このときには、返す返すも残念なことであります。

まず、寄付の総額につきましては、個人のする

寄付にあつては最高額を一千円とし、会社その他

団体のする寄付にあつてはそれぞれの団体の

規模に応じて制限を加えることといたしました。

この場合、会社のする寄付については資本または

出資の金額、労働組合等のする寄付については組

合員等の数、その他の団体のする寄付については

前年における経費の額を基準として、それぞれの

団体の規模に応じつつ、ある程度彈力的にその限

度額を定めることといたしました。

また、これらの制限額の範囲内において寄付を

する場合には、政党及び政治資金団体に対する寄

付については制限を設けうこととし、それ以外

の政治団体または個人に対する政治資金の寄付に

ついては、同一の者に対し、年間五十五万円をこえ

てはならないことといたしました。しかしながら、

現在の選挙制度のもとににおいて、直ちにこれ

とを周知のこととあります。そのほか、代議士会長、国土開発調査会長、道路調査会長等、党務の面においてもかけがえのない存在であります。

小沢君を語るとき、東北開発に尽くされた功績も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。さらに、その充実開発のため、東北開発三法の制定に尽力されました。以来、幾多の障害を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。また、いまや、社会、経済情勢の変遷に伴い、東北開発もまた新たな段階を迎へ、一そら君の活躍に期待するところ大なるものがあつたのであります。

御年六十九。生命の灯のまさに消えようとする最

後の一瞬間まで、職務の遂行を念頭に置かれた君をおられたのですが、不幸にも身体が急変し、五月八日、にわかに去つてゆかれたのであります。(拍手)

現下、内外の情勢は激しい流動を続けておりま

す。このときには、返す返すも残念なことであります。

まず、寄付の総額につきましては、個人のする

寄付にあつては最高額を一千円とし、会社その他

団体のする寄付にあつてはそれぞれの団体の

規模に応じて制限を加えることといたしました。

この場合、会社のする寄付については資本または

出資の金額、労働組合等のする寄付については組

合員等の数、その他の団体のする寄付については

前年における経費の額を基準として、それぞれの

団体の規模に応じつつ、ある程度彈力的にその限

度額を定めることといたしました。

また、これらの制限額の範囲内において寄付を

する場合には、政党及び政治資金団体に対する寄

付については制限を設けることとし、それ以外

の政治団体または個人に対する政治資金の寄付に

ついては、同一の者に対し、年間五十五万円をこえ

てはならないことといたしました。しかしながら、

現在の選挙制度のもとににおいて、直ちにこれ

とを周知のこととあります。そのほか、代議士会長、国土開発調査会長、道路調査会長等、党務の面においてもかけがえのない存在であります。

小沢君を語るとき、東北開発に尽くされた功績も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。さらに、その充実開発のため、東北開発三法の制定に尽力されました。以来、幾多の障害を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。また、いまや、社会、経済情勢の変遷に伴い、東北開発もまた新たな段階を迎へ、一そら君の活躍に期待するところ大なるものがあつたのであります。

御年六十九。生命の灯のまさに消えようとする最

後の一瞬間まで、職務の遂行を念頭に置かれた君をおられたのですが、不幸にも身体が急変し、五月八日、にわかに去つてゆかれたのであります。(拍手)

現下、内外の情勢は激しい流動を続けておりま

す。このときには、返す返すも残念なことであります。

まず、寄付の総額につきましては、個人のする

寄付にあつては最高額を一千円とし、会社その他

団体のする寄付にあつてはそれぞれの団体の

規模に応じて制限を加えることといたしました。

この場合、会社のする寄付については資本または

出資の金額、労働組合等のする寄付については組

合員等の数、その他の団体のする寄付については

前年における経費の額を基準として、それぞれの

団体の規模に応じつつ、ある程度彈力的にその限

度額を定めることといたしました。

また、これらの制限額の範囲内において寄付を

する場合には、政党及び政治資金団体に対する寄

付については制限を設けることとし、それ以外

の政治団体または個人に対する政治資金の寄付に

ついては、同一の者に対し、年間五十五万円をこえ

てはならないことといたしました。しかしながら、

現在の選挙制度のもとににおいて、直ちにこれ

とを周知のこととあります。そのほか、代議士会長、国土開発調査会長、道路調査会長等、党務の面においてもかけがえのない存在であります。

小沢君を語るとき、東北開発に尽くされた功績も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。さらに、その充実開発のため、東北開発三法の制定に尽力されました。以来、幾多の障害を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。また、いまや、社会、経済情勢の変遷に伴い、東北開発もまた新たな段階を迎へ、一そら君の活躍に期待するところ大なるものがあつたのであります。

御年六十九。生命の灯のまさに消えようとする最

後の一瞬間まで、職務の遂行を念頭に置かれた君をおられたのですが、不幸にも身体が急変し、五月八日、にわかに去つてゆかれたのであります。(拍手)

現下、内外の情勢は激しい流動を続けておりま

す。このときには、返す返すも残念なことであります。

まず、寄付の総額につきましては、個人のする

寄付にあつては最高額を一千円とし、会社その他

団体のする寄付にあつてはそれぞれの団体の

規模に応じて制限を加えることといたしました。

この場合、会社のする寄付については資本または

出資の金額、労働組合等のする寄付については組

合員等の数、その他の団体のする寄付については

前年における経費の額を基準として、それぞれの

団体の規模に応じつつ、ある程度彈力的にその限

度額を定めることといたしました。

また、これらの制限額の範囲内において寄付を

する場合には、政党及び政治資金団体に対する寄

付については制限を設けることとし、それ以外

の政治団体または個人に対する政治資金の寄付に

ついては、同一の者に対し、年間五十五万円をこえ

てはならないことといたしました。しかしながら、

現在の選挙制度のもとににおいて、直ちにこれ

とを周知のこととあります。そのほか、代議士会長、国土開発調査会長、道路調査会長等、党務の面においてもかけがえのない存在であります。

小沢君を語るとき、東北開発に尽くされた功績も忘れ得ないことであります。かねてから東北開発を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。さらに、その充実開発のため、東北開発三法の制定に尽力されました。以来、幾多の障害を克服して、東北の資源の開発、交通の整備拡充、産業の振興等に大きな成果をあげられました。また、いまや、社会、経済情勢の変遷に伴い、東北開発もまた新たな段階を迎へ、一そら君の活躍に期待するところ大なるものがあつたのであります。

御年六十九。生命の灯のまさに消えようとする最

後の一瞬間まで、職務の遂行を念頭に置かれた君をおられたのですが、不幸にも身体が急変し、五月八日、にわかに去つてゆかれたのであります。(拍手)

現下、内外の情勢は激しい流動を続けておりま

す。このときには、返す返すも残念なことであります。

まず、寄付の総額につきましては、個人のする

寄付にあつては最高額を一千円とし、会社その他

団体のする寄付にあつてはそれぞれの団体の

規模に応じて制限を加えることといたしました。

この場合、会社のする寄付については資本または

出資の金額、労働組合等のする寄付については組

合員等の数、その他の団体のする寄付については

前年における経費の額を基準として、それぞれの

団体の規模に応じつつ、ある程度弾力的にその限

度額を定めることといたしました。

また、これらの制限額の範囲内において寄付を

する場合には、政党及び政治資金団体に対する寄

付については制限を設けることとし、それ以外

の政治団体または個人に対する政治資金の寄付に

ついては、同一の者に対し、年間五十五万円をこえ

てはならないことといたしました。しかしながら、

現在の選挙制度のもとににおいて、直ちにこれ

とを周知のこととあります。そのほか、代議士会長、国土開発調査会長、道路調査会長等、党務の面においてもかけがえのない存在であります。

小沢君を語るとき、東北開発に尽くされた功績

らの規制を行なうことは必ずしも実情に即しないので、当分の間に限り、政党及び政治資金団体は、経過措置を講じつつ、政党及び政治資金団体に対する寄付の限度額の二分の一という別ワクを設けるとともに、その範囲内においては、年間を通じて、同一の政治団体に対しては百万円、同一の個人に対しては五十万円をこえて政治資金の寄付をしてはならないことといたしました。なお、法人その他の団体の負担する会費にかかる収支報告書の記載については、三年間に限り、寄付以外の収入と同じ取り扱いとすることといたしました。

次に、国または公共企業体と請負その他の契約関係にある者及び日本開発銀行等四政府関係金融機関から融資を受けている会社のする寄付につきましては、当該請負その他の契約にかかる充り上げ高または融資額がそれぞれ充り上げ高の総額または長期借り入れ金の総額の二分の一をこえて、いる場合においては政治資金の寄付を禁止することといたしました。また、国から補助金等の給付金等の交付を受け、または資本金等の出資を受けていわゆる特定会社その他の特定の法人のする寄付につきましてもこれを禁止することといたしました。したが、これらの場合において、国と直接の関係のない地方公共団体の議会の議員または長の候補者等に対しても寄付について、適用を除外することといたしております。

なお、地方公共団体と請負その他の契約関係にある者、地方公共団体から補助金等の給付金の交付を受けている会社その他の法人等のする寄付についても、国の場合に準じて、政治資金の寄付を禁止することといたしました。

さらに、事業年度以上引き続いて欠損を生じている会社のする寄付、匿名及び他人名義の寄付並びに外国人等のする寄付につきましても、これで禁止することともに、寄付のあっせんにつきましては、寄付者に威迫を加えたり、賃金、下請代金

等から天引きして寄付を集めることのないよう措置することといたしました。

以上の政治資金の寄付の制限と関連して、その違反者に対する所要の罰則規定を設けることとしたしております。

第二に、政治団体の届け出並びに收支報告及びその公表等についてであります。

まず、政治団体の届け出があったときは、その内容を公表して、これを国民が周知することとするほか、会計帳簿及び收支報告書に記載すべき内容等について改善、合理化を加え、政治資金公開の趣旨を徹底するとともに、政党及び政治資金団体の收支報告書には、当該団体の行なう自主監査の意見を記載した書面を添付することといたします。なお、收支報告書の提出及びその要旨の公表につきましては、年二回を年一回に改めることといたしますが、政党及び政治資金団体並びに上半期の支出額が三百万円をこえる政治団体にあっては、さらに六月三十日現在における收支報告書を提出しなければならないことといたしました。

第三に、政党等の定義についてであります。

今回の改正によりまして、^{政治資金}の寄付に關係しましては一定の制限が加えされることとなり、かつ、政党本位の政治活動の推進をはかるため、政党に対する寄付と政党以外の政治団体に対する寄付を区別して制限することとなりますので、政党と政党以外の政治団体との区別を明確に規定することといたしました。

また、政党中心の資金調達を容易にするため、各政党について一つの団体を限つて政治資金団体を設けることを認め、これに対する政治資金の寄付についても、政党と同様の取り扱いをすることといたしました。

このほか、党費、会費及び政治活動に関する寄付等についても、その内容を明確にして、規制の合理化をはかることといたしております。

以上申し上げましたほか、これらの改正に伴いまして、個人または法人が寄付を政党または政

治資金団体に対してもした場合には、その寄付金について課税上の優遇措置を講ずることとする反面、政治家の姿勢を正す意味において、政治家個人に帰属すると認められる寄付については、政治資金の寄付であることを理由として課税を受けないものと解してはならない旨を明らかにすることも、その他必要な関係規定の整備を行なうこととしたいたしております。

次に、公職選挙法の改正について申し上げます。

第一は、公職の候補者等の寄付の規制についてであります。

すなわち、公職の候補者等が選挙区内にある者に対する寄付は、政党その他の政治団体または親族に対する場合及び公職の候補者等がもっぱら政治上の主義または施策を普及するため当該選挙区内で行なう講習会等において必要やむを得ない実費の補償としてする場合を除き、全面的に禁止することとするとともに、この場合の講習会等には、参加者に対して供應接待が行なわれるようなどを含まない旨を明らかにいたしました。また、公職の候補者等がその役職員または構成員である会社その他の団体がこれらの氏名を表示しましたはこれらの者の氏名が類推されるような方法である寄付についても、政党その他の政治団体に対する場合を除き、一切禁止する」とととしたほか、後援団体のする寄付等の禁止期間を延長するとともに「後援団体以外の団体で特定の公職の候補者等を推薦または支持するものについても、後援団体に関する制限に準じて制限を設けること」といたしました。

第二は、連座制等についてであります。

いわゆる連座制につきましては、選挙運動の実態にかんがみ、数個に分けられた選挙区の地域における選挙運動または多數の選挙人が属する職域の公職の候補者等を推薦または支持するものについても、連座対象者の範囲に含めるとともに、公職をも連座対象者の範囲に含めるとともに、公職候補者は総括主宰者等と意思を通じて選挙運動

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正

する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

〔藝長退原〕
〔藝長著原〕

【小説家吉野翠】
「 小松幹君 私は、日本社会党を代表して、た
いま誓旨説明のありました政治資金規正法につ
て、以下数点にわたって、總理並びに國務大臣
質問をいたしたいと思います。(拍手)

ます、冒頭、政界浄化の理想を放棄した佐藤理大臣にお尋ねいたします。

このたびの政府提出政治資金規正法案は、自らの党利党略をむき出しにした、政治献金奨励となつて提出されております。(拍手)これは、本

運送制度審議会の答申の精神も無視しておる現状になってしまつておるわけであります。この法を見ますと、答申の線は全く去り、先般ケタカの問題が出てまいりましたが、ハゲタカの如きのオカミの群衆によつて食い荒らされて、

さに羊腸のみが残されたようなものになつてしまつております。(拍手) 総理は、しかしながら、この法案を現実に適したものだと、まさに居直っているようでござります。まさに無節操この上なく、あきれ返る次第でござります。

の意図を、あなたは正しく踏まえて、これを受け立つたのかどうか、公明正大に忠実に取り組んできたのか、どのような反省を持つておられるか、お伺いしたいのであります。

審議会は、その答申において、政党的資金は個人
献金と党費でまかなければならぬ、これが
が本体であることを明らかにしております。
す。かつ、企業よりの献金については、頂上を二
千万円に押えておるのであります。

総理は、勇断をもつて答申を尊重する、あるいはこの席上から、小骨一本も抜かないと大みえを切ったのは、つい先ほどございました。その舌の根もかわかないうちに、このような骨抜き法を提案してきたことは、全く厚顔無恥もはなはだし

資金の大きなボケットとし、あざり場として、少しでも多くの献金を自由党にかき集めようとする魂胆から、このような答申無視の独善さをまざりない法案をつくってきのであります。第一次改正案の作成者であった藤枝前自治大臣は、それでも

しかるに提出されたこの改正案は、一休町な
ることでありますようか。政治と企業資本との結
びつきを答申の線に制限するどころか、さかさに
企業献金を主体として累進増加をばかり、天井な
しの青天井の無制限に引き上げてしまつたのである
。これが文部省によれば、税金を多く

をつくってくれといふのが、佐藤總理に對して与えられた命題ではないでしょうか。佐藤總理は、これを受けて、日本一の指導者としての責務として、これに對処するのが当然であります。企業からの獻金量を減らす、そして自肅していくことが、あなたに与えられたる最高の使命である。にもかかわらず、世論の要求に逆行して、大骨、小骨、背骨まで抜き取つて、悪錢をたくさん集めようとする魂胆、これは一体どうしたことであります。どうか。

— 1 —

いといわねばなりません。（拍手）もしかりに、もしかりに、良心も理想もかなり捨てたハゲタカのときが、現実の保守政治家の実体であるとしても、指導者たる総理大臣は、なつかつこれに對して、政治家の良心を与へ、金のかからない、近代政治への理想を教へ、どろ沼のような金権政治への暴走をここで食いとめることができた時代ではなかつたかと思うのであります。（拍手）そのことは総理大臣の責任である。こういう次元の高い政治家全般の問題、日本の国政の問題は、時の総理といら人の政治姿勢に影響することが多いのです。勇断をもつて実行するということが多めであります。勇断をもつべきであります。しかし、あなたたはその理想を放棄し、現実に即したと、こういうことばにすりかえてまいりました。私どもは理想に近づきつつ、漸次、近代政治へ脱皮していくことが一番番筋であると思うのであります。（拍手）総理、あなたたはなぜ政界淨化の大きな理想を捨てたのか、あなたの御斧弁をお願いします。（拍手）

答申の線にまことに忠実に従おうと努力した良心が認められます。しかし、第二次改正案を提出してきた赤澤自治大臣に至っては、全く与党自由党に振り回され、答申の線を尊重するといふよりも、自由党のもっぱら御意見交換に終始し、あさりましくも醜いこのような政治献金法を提案してきましたのであります。まさに無定見もはなはだしいのでございます。(拍手)

先日も本会議のこの席上から、公明党の質問に答えて、自治大臣は、こちらから半分の方の了承を得なければということを、得々と指さして言つておりましたが、行政府の長官として、まことに不思議きわまりない態度ではないでしょうか。

(拍手)法案を提出した者が、この壇上から、法案の示す理想理念と法体系を説明する以外、何を語る必要がありましょか。理想を語らずして多数にこびを売つておる大臣、これこそ三等大臣以下ではないかと私は見るわけであります。(拍手)自治大臣にお尋ねいたします。法案の内容を作成しましたが、あなたが、この答申をすつかり変えたりして、程度を下げてしまつたその最大の理由は何ですか。

ります。さるに、この政治費不金には、積金は全額免除の優遇措置を加え、なお、会費という名目でされる寄付金についても、届け出を兩年間隔にわたって免除する。寄付金の公開を原則としてやると何回も公約しながら、三年間日隠しをして、やみくもに国民の前に閉ざされてしまふ。このようないわゆる政治の資金を不明朗にしてしまつたということは、一体何たることでございましょうか。しかも、派閥資金までも別ワクに認めてきまつた。対しては、もはや言語道断でござります。総理自身は、派閥解消を何べん言つたのですか。口では派閥解消を言いながら、錢このほうでは派閥にたんと資金を集めるようなことをして、二重人格ではありませんか。これこそ、企業からの獻金などを、自民党やそれぞれの派閥にきわめて入りやすくし、多くの資金を有利に集めるために、悪質なやり方で集めようとするに間違はないのであります。政治資金規正法と、いうよりも、むしろ政治献金奨励法といったほうが筋が通りそうであります。一休總理は、これらについてどのように考へ、どのように理屈をつけているのでありますようか、お尋ねいたします。

日本における優位の企業とされ、八軒製錬の
富士製錬あるいは東京電力など、一億数千万円の
献金を可能に今日してしまっているわけであります。
す。當利を目的とする企業が累進一億円の献金を
あえてする場合、企業が政治に見返りを求めるこ
とはまた当然であります。結果は、政治が企業に
振り回される。政治家は企業の手先となつて、そ
の下僕となる仕事をしていかねばならない。大阪
タクシー汚職事件、共和製糖事件など数々、いわ
ゆる企業資本と政治家との結びつきがいかなるて
いたらくであつたかということは、われわれたくま
さんもう例を知つていい。政治資金は善であると
総理は言われる。そのとおりかもしれない。しか
し、その集め方次第では、最大の悪であるといふ
ことを、佐藤総理は身をもつて知つておるはずで
あります。(拍手)政治の不透明は政治資金によつ
て起ることが多いのですが、総理のお話によ
えをこの際承りたいと思う次第であります。

次に、政治献金の税法上の減免措置は、答申の
中に考慮はされております。しかし、これは個々の
の寄付金の場合に限つてという条件つきであります
す。会社、法人の寄付については、答申は何も
語つてはいないのであります。政党献金は元来個

あなたは、法案担当大臣として、第二次改正正案をここに提出してまいりました。あなたは一体どういう基本的な態度と姿勢をもつてこの法案をつくられたのか、第五次選挙制度審議会が、政界净化化、選舉肅正のためにせつかく答申を出されたそ

答申の線にまことに忠実に従おうと努力した良心が認められます。しかし、第二次改正案を提出してきた赤澤自治大臣に至っては、全く与党自由党に振り回され、答申の線を尊重するといふよりも、自衛党のつねづね御意見拝聴に終始し、あさましくも醜いこのような政治献金法を提案してきたのであります。まさに無定見もはなはだしいのでございます。(拍手)

先日も本会議のこの席上から、公明党の質問に答えて、自治大臣は、こちらから半分の方の了承を得なければというふうことを、得々と指さして言つておりましたが、行政府の長官として、まことに不見識きわまりない態度ではないでしょうか。(拍手)法案を提出した者が、この壇上から、法案の示す理想理念と法体系を説明する以外、何を語る必要がありましょか。理想を語らずして多数年にこびを売つておる大臣、これこそ三等大臣以下ではないかと私は見るわけであります。(拍手)

自治大臣にお尋ねいたします。法案の内容作成で最も基準となるのは、選挙制度審議会の答申であります。ですが、あなたが、この答申をすつかり変えて、程度を下げてしまつたその最大の理由は何でございましたか。

そもそも、この政治資金規正法の問題は、一昨年以来たびたびの汚職事件の果て、企業と政治のあくどい結びつきによって起ころる政治腐敗の悪態を打破して、政界浄化をはからんとする目的のもとに発起されたものであります。第五次選挙制度

ります。さじてこの政治寄付金には、積金は全額免除の優遇措置を加え、なお、会費という名目でされる寄付金についても、届け出を兩三年間にわたって免除する。寄付金の公開を原則としてやると何回も公約しながら、三年間日記録をしてやみくもに国民の前に閉ざされてしまう。このようないわゆる政治の資金を不明朗にしてしまったことは、一体何たることでございましょうか。しかも、派閥資金までも別ワクに認めてきた対しては、もはや言語道斷でござります。総理自身は、派閥解消を何べん言つたのですか。口では派閥解消を言いながら、錢このほうでは派閥にきちんと資金を集めるようなことをして、二重人格ではありますんか。これこそ、企業からの獻金などを、自民党やそれぞれの派閥にきわめて入りやすくし、多くの資金を有利に集めるために、悪質なやり方で集めようとするに間違はないのであります。政治資金規正法とくよりも、むしろ政治献金獎勵法といったほうが筋が通りそうであります。一休總理は、これらについてどのように考え、どのように理屈をついているのでありますようか、お尋ねいたします。

次に、總理は、政治活動には金が要る、だから現状、資金を集めることは、政治資金は悪ではなくないと、こう言い放つております。しかしながら、いま世論が政治に求め、私たちに求めておるのは何でございましょうか。金のかからない爾正選舉をしろ、企業資本におんぶしない政治資金規正法

日本において優位の企業とされ、富士製鉄あるいは東京電力など、一億数千万円の献金を可能に今日してしまっているわけであります。當利を目的とする企業が累進一億円の献金をあててする場合、企業が政治に見返りを求めるとはまた当然であります。結果は、政治が企業に振り回される。政治家は企業の手先となつて、そこの下僕となる仕事をしていかねばならない。大蔵タクシー汚職事件、共和製糖事件など数々、いわゆる企業資本と政治家との結びつきがいかなるていたらくであつたかということは、われわれたくさんもう例を知つてゐる。政治資金は善であると總理は言われる。そのとおりかもしれない。しかしその集め方次第では、最大の悪であるといふことを、佐藤總理は身をもつて知つておるはずであります。(拍手)政治の不明朗は政治資金によつて起ることが多いのですが、總理のお考えをこの際承りたいと思う次第であります。

治獻金も、これは普通ならば損金算入の限度額といふのがある。ところが政治獻金だけは、その算入限度額の別ワクで、別に積み上げていくといふことで、青天井にして、税金もまた全額無税とする。この答申の精神を踏みにじつた、逸脱した暴挙でありますともいわれるわけでございます。

今日、公共団体やあるいは日本赤十字社などに対する寄付でも、個人の場合でも、所得の一五%以下、会社の場合だったならば、損金算入の限度額以内に押さえられて、それ以上した者は、日赤に寄付しても税金をかけられておるのであります。が、政治獻金だけは全く税法上別口にするということは、これは税法上の一貫性を欠き、社会正義の上からもおもしろくない、こう思うわけあります。そしてまた、企業にしてみれば、税金を取られるならば政治獻金をしたほうがいいんじゃないだろうか、税務署に納めるよりも、あの政治家に頭を下げてきたのだから、出したほうが得をしやせぬかと思うのが、企業の心でございましょう。昔から「テンがとらねばイタチがとる」ということばがござりますが、税務署が税金を免除したことばかりでございません。情けは人のためならず、やがてはめぐり来るわが総裁選挙の戦いの強化のために、ここは奮発して、自民党各派の意見に従つて、さる法、政治資金規正法をつくらねばと考えたのかもしれません。このことによつて資金集めはやさしくなつたとも考えられるわけでござります。

立ち入ったことを聞くようございまして、まことに申しわけございませんが、総理は、この次の総裁選挙に、一体どこから、どれほどの金をお集めになる用意がござりますか。これは、あなた個人の政治資金に一番関係する問題であると思ひます。公開の原則に従つて……：

○副議長(小平久雄君) 小松君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○小松幹君(続) まず、みずから、あなたの政治代保守党の政治家の魂胆かもしません。だから、落ち込むようにこういう法律案をつくつてくれる。このような全く悪魔のささやきにもひとしい税法措置こそ、最大のねらいどころがここにあつたのではないでしようか。総理大臣はこの点についてどのようにお考えになつておりますか。税の全額免除措置に対する理由を承りたいと思うわけであります。

次に、このようなはしにも棒にかららない骨抜き法を出して、一番恩恵を受けるのは、総理大臣と佐藤榮作さん御自身でござります。この次のことばく大な資金を用意せねばならないでしょ。しかし、これによって、いよいよ合法的に可能な線も出てまいりました。今まででは見え隠れして金を集めましたが、今度は堂々と錢を集めることができるとも思われたではございませんか。私は集めたが、今度は堂々と錢を集めることができます。かつて、造船業者に連座し、指揮権發動によつて、からうじて罪を免れた佐藤總理大臣、あるいは時効になつたと言ふかもされませんが、あなたが、その心中に、政治獻金に異常な关心と執着を持つてゐるもの、また過去の実績から来る当然の結論ではあります。(拍手) 時あらば、合法的にこの政治獻金を拡大していくこと考へるのも当然かもしません。情け立たず、やがてはめぐり来るわが総裁選挙の戦いの強化のために、ここは奮発して、自民党各派の意見に従つて、さる法、政治資金規正法をつくらねばと考えたのかもしれません。このことによつて資金集めはやさしくなつたとも考えられるわけでござります。

立ち入ったことを聞くようございまして、まことに申しわけございませんが、総理は、この次の総裁選挙に、一体どこから、どれほどの金をお集めになる用意がござりますか。これは、あなた個人の政治資金に一番関係する問題であると思ひます。公開の原則に従つて……：

○副議長(小平久雄君) 小松君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○小松幹君(続) まず、みずから、あなたの政治代保守党の政治家の魂胆かもしません。だから、落ち込むようにこういう法律案をつくつてくれる。このような全く悪魔のささやきにもひとしい税法措置こそ、最大のねらいどころがここにあつたのではないでしようか。総理大臣はこの点についてどのようにお考えになつておりますか。税の全額免除措置に対する理由を承りたいと思うわけであります。

次に、このようなはしにも棒にかららない骨抜き法を出して、一番恩恵を受けるのは、総理大臣と佐藤榮作さん御自身でござります。この次のことばく大な資金を用意せねばならないでしょ。しかし、これによって、いよいよ合法的に可能な線も出てまいりました。今まででは見え隠れして金を集めましたが、今度は堂々と錢を集めることができます。かつて、造船業者に連座し、指揮権發動によつて、からうじて罪を免れた佐藤總理大臣、あるいは時効になつたと言ふかもされませんが、あなたが、その心中に、政治獻金に異常な关心と執着を持つてゐるもの、また過去の実績から来る当然の結論ではあります。(拍手) 時あらば、合法的にこの政治獻金を拡大していくこと考へるのも当然かもしません。情け立たず、やがてはめぐり来るわが総裁選挙の戦いの強化のために、ここは奮発して、自民党各派の意見に従つて、さる法、政治資金規正法をつくらねばと考えたのかもしれません。このことによつて資金集めはやさしくなつたとも考えられるわけでござります。

立ち入ったことを聞くようございまして、まことに申しわけございませんが、総理は、この次の総裁選挙に、一体どこから、どれほどの金をお集めになる用意がござりますか。これは、あなた個人の政治資金に一番関係する問題であると思ひます。公開の原則に従つて……：

○副議長(小平久雄君) 小松君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○小松幹君(続) まず、みずから、あなたの政治代保守党の政治家の魂胆かもしません。だから、落ち込むようにこういう法律案をつくつてくれる。このような全く悪魔のささやきにもひとしい税法措置こそ、最大のねらいどころがここにあつたのではないでしようか。総理大臣はこの点についてどのようにお考えになつておりますか。税の全額免除措置に対する理由を承りたいと思うわけであります。

次に、このようなはしにも棒にかららない骨抜き法を出して、一番恩恵を受けるのは、総理大臣と佐藤榮作さん御自身でござります。この次のことばく大な資金を用意せねばならないでしょ。しかし、これによって、いよいよ合法的に可能な線も出てまいりました。今まででは見え隠れして金を集めましたが、今度は堂々と錢を集めることができます。かつて、造船業者に連座し、指揮権發動によつて、からうじて罪を免れた佐藤總理大臣、あるいは時効になつたと言ふかもされませんが、あなたが、その心中に、政治獻金に異常な关心と執着を持つてゐるもの、また過去の実績から来る当然の結論ではあります。(拍手) 時あらば、合法的にこの政治獻金を拡大していくこと考へるのも当然かもしません。情け立たず、やがてはめぐり来るわが総裁選挙の戦いの強化のために、ここは奮発して、自民党各派の意見に従つて、さる法、政治資金規正法をつくらねばと考えたのかもしれません。このことによつて資金集めはやさしくなつたとも考えられるわけでござります。

立ち入ったことを聞くようございまして、まことに申しわけございませんが、総理は、この次の総裁選挙に、一体どこから、どれほどの金をお集めになる用意がござりますか。これは、あなた個人の政治資金に一番関係する問題であると思ひます。公開の原則に従つて……：

○副議長(小平久雄君) 小松君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○内閣總理大臣(佐藤榮作君登壇) 私は、政界の浄化の理想を捨てたわけではありません。今日も一貫して、政界の浄化を、また選挙の肅正をはからなければなりません。これは眞の、正しい民主政治を確立するものだ。かように私はいまなお考えております。しかし、この政界の浄化は、ただ政治資金規正のみによって達せられるものではございません。御承知のように、政界の浄化をはからんとすれば、まず、この政治資金の規正の問題

質問の第二点は、事実上の政治献金と見られる法人会費についてであります。私は、政府案の大きなごまかしの一つがこの法人会費の取り扱いにあると思います。会費については、審議会答申にも、昨年の政府案におきましても、寄付と同様に公開の原則が貫かれており、これがまた答申の第二の大きな骨でもあつたわけになります。しかるに、今回の政府案では、この公開の原則が完全にくずれ、三年間は会費といふ名の事実上のやみ政治献金が合法的にまかり通ることになつたわけであります。たとえば、昨年の五大政党の総収入は九十億八千三百万円でありますが、この中で公開しなければならない寄付金の比率はわずかに二三%にすぎません。また、政党以外の政治団体の場合では、その総収入六十億七千五百万円、この中で寄付金は全体の三二%となつております。

問題は、政党の場合の七七%相当額、すなわち寄付金以外の六十九億五千万円という大きな収入は、一体何によって得られているかということです。

そこが答申の精神でもあつたのであります。そこで佐藤総理にお伺いいたしました。あは、このような会費の非公開が、今日政治上に著しい不明朗を助長している現状をどのよに反省し、改善されようとされておりますのかに總理は、たびたび公開の原則は貫くと國民に言明されながら、この前言をひるがえし、については三年間の経過措置をもつて非公開たことは、あまりにも無責任な態度といわねばなりません。なぜ政府は、今回の改正案提出で、会費の公開を断行されなかつたの特にこの点は、佐藤総理の裁断の結果といつておりますので、この際、總理の率直な真意をさせ願いたいと思います。(拍手)

また、赤澤自治大臣にお尋ねいたします。は、かねがね、公開の原則を貫くことこそは、正の最大のねらいと主張されておられたのですが、この際、国民の疑惑を解く意味から経過措置の条項を削除される意思をお持ちにておられますかどうかをお聞かせください。

なた資金をもうに会費提出にされるとお聞かれては、特民一般の納税意欲にも大きくなりますが。特に氏の前でありますか。今回のこの免税措置をと受け取るありますよか。それに、これは国民は一体併置をされますが、税金で取られるよりも、見返りのある政治献金といふことになり、大企業の政治献金に拍車がかけられ、政治献金強制法となることは、火を見るよりも明らかであります。（拍手）

そこで、水田大蔵大臣にお伺いいたします。政治献金を非課税とされた理由と、その影響としてどのくらいの税減収を見込んでおられますか。また、今後政治献金はむしろ出し得といふ風潮を招来し、これまで以上の政治献金が行なわれるのではないかと予想されますが、大蔵省当局として、このような事態をどのように予測し、今後政治理献金に対する課税を何らかの形で行なう方針があるのかどうか、具体的にお答え願いたいと思います。

最後に、佐藤総理にお伺いいたします。

申の基本線に沿つて、社会、民社、公明の野党三党から共同提出いたしております政治資金規正法及び公職選舉法の一部を改正する法律案と真劍に取り組み、もつて国民の期待にこたえるべきだと考えます。佐藤総理にその意思ありやいなや、そのことを最後にお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君） 本島君にお答えいたします。

今回の政治資金規正法の改正案の提出がないでおくれば、まことに私残念に思います。先ほども小松君にお答えしたとおりの考え方でござります。提出がおそくなつたために、本島君が御指摘のように、あるいは參議院選挙のために出したものではないかとか、あるいはまた、何か政治的な責任を免れるために出して、そうして翻案しているのではないか等々の疑念を抱かしたこと、私は

わけであります。なぜこのようになされたのか、この際、その積極的な理由を明らかにしていただきたいと思います。(拍手)

同時に、この政府案は、二千万円という天井を取り払った結果、大口政治献金促進法となるおそれがあるのではないかでしょうか。さらに、派閥並びに個人への寄付が「当分の間」政党寄付とは別ワクとされたことは、ある意味では二千万円のワクをはずしたこと以上に重大な改悪といるべきであると私は思います。この別ワク扱いを採用された理由と、「当分の間」とは一体どのくらいの年月を考えておられるのか。世間ではこれが半永久的になるのではないかと危惧されておりますが、もしもそうであるならば、この措置はまさに派閥政治消滅という国民の強い要求に逆行し、文字どおり派閥温存策になると思いますが、この点に対する佐藤総理の御所見をあわせてお伺いいたしたいと存じます。(拍手)

あります。言うまでもなく、それは非公開の会費収入が大部分を占めているのです。しかもこのことが、政治と資金の不透明を助長している根本的な部分を占める会費の公開化ということが絶対の条件になるのです。政党の場合のみならず、たとえば自民党内のおもな派閥の収入も、非公開の会費収入が圧倒的に多く、特に佐藤派に属するといわれる育政会は八千百万円収入のうち、寄付収入はわずかに二百万円と報告されており、全体のたった一・五%にしか達していません。他の派閥資金もほぼこれと同様であります。かくして、会費収入は資金の隠れみの的所在となつてゐるもので、私はこの弊、政党も派閥、個人も資金ルートを明らかにすることにより、政党活動は公明正大で、かつ選挙は明るく正しく行なわれることになるとと思うのであります。そして、これ

質問の第三点は、政治献金に対する課税の問題であります。

今回の政府改正案は、選舉制度審議会の答申通りに、金を法的に合理化せんとする政治獻金獎勵のための改悪案であります。私は、このような結果を招いた根本原因は、赤澤自治大臣が、残念ながら今までの自民党の現状ではこれ以上の案はできないと嘆いた事実にいみじくもあらわしているように、今日の自民党の本質が大きな圧力となって反映した結果と断ぜざるを得ません。(拍手)総理大臣は、今回の政府案が、国民の意向よりも自民党的な党略的意向によって大きいやがめられた事実を真剣に反省すべきであります。同時に、この際、政府は勇断をもつて政界浄化と政治腐敗の根絶のために、政府案を根本的に再検討し、第五次選舉制度改革審議会の答申の精神に基づいて、政治資金規正法の改正を断行すべきだと考えます。

內閣總理大臣佐

藤榮作君登場

增

مکالمہ

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 本島君にお答えいたします。

責任を免れるために出して、そうして糊塗していくのではないか等々の疑念を抱かしたこと、私は

これらのこととも含めて、たいへん残念に思いました。私は、会期末にこの法案を出したましたが、皆さん方の御協力を得まして、ぜひとも成立させたい、ほんとうに本気でこの問題を提出しておるのだとございますから、どうか野党の方々も本気で御審議のほど、お願いをいたします。(拍手)

そこで、第一のお尋ねをいたしまして、いわゆる会社献金の二千万円の最高、これをなくしたことは、一体どういうわけかというお尋ねであります。第五次選挙制度審議会の答申の骨子は、やはり分相応の寄付をするということをございます。

これは私どもも採用したのであります。やはり分不相応な献金がありますと、汚職つながるのではないかとか、あるいは特別な利権につながっているのではないかといふような疑惑を必ず持たれるのであります。したがいまして、私は、今回の法案提出にあたりましても、分相応な献金が必要だと——ただいま会社の場合におきましては、その規模等において非常に差異がござります。したがいまして、この差異に応じて献金の額も違うのは、これは当然だらうと思います。ただ、私がいるの際に申し上げて御了承を得たいことは、二千万円の限度といふものは、本来、政治資金そのものができるだけ小さな額にとどめようとしている、そこにねらいがあつたと思います。しかし、今日の実情は、必ずしもそのとおりではございません。私は、この寄付者側の分相応なことは当然ですが、ございますが、同時にまた、選挙制度の仕組みや、さらには、政党の政治活動の実態等をも考慮して、ただいまの状態におきましては、なかなか資金、金のかかる政党活動でございますから、それらの点におきましてもある程度の御了承を得たい、かように思つておるわけであります。

次に、派閥についての問題が御意見として出ましたのであります。私どもは、やはり派閥を解消することは党の近代化のために必要だ、かよろ

に感じておりますから、その党的近代化をはかる上において、派閥は解消されるようになると、かように思いますが、これは基本的にはやはり政治家そのものの姿勢であり、また政党の姿勢そのものだと私は思います。現状におきましては、人の集まるところ、ある程度の親疎——親しい者あるいは疎遠な者、そういうものができるとはやむを得ないと思います。その事情に即した処置をとるといふのがただいまの私どもの考え方であります。したがいまして、当分の間、かような処置をとりますが、しかし、もうその必要がなくなつて、政党中央に金が集まるようになつた、こういふようになれば、そのときには、「当分の間」これをも変えることにおいてやさかでございません。また、そういう時期が早く来ることを私は念願しております。

その次の問題といたしまして、いわゆる法人会費の問題であります。今回のこの改正案におきましては、いろいろ御批判を受けますが、私は、法人の会費、さうした制度を認めない、いわゆる法人の会費も一般の寄付と同じように行べきだ、したがつて、会費としての非公開といふようなことは考えないで、法人からの会費は寄付と同じように公開の原則によらなければならぬ、ただ、直ちにこれを行なうといふのは現実に合わない、よろしく思つて、三年間という過渡的な期間を設けたのでございます。もちろん、これにつきましては、皆さんの委員会においての御審議等を得まして、そして、この問題も最終的な結論を得たい、かように思つております。

最後に、私に対する希望といたしまして、政治資金規正法、同時にまた政界浄化のために真剣に取り組め、こういう御意見が述べられました。私も、さらにも勇気を鼓して政界浄化のために努力したい、かように思ひます。ただ、その際に、政府案でなしに、野党三派提案の改正案、これを成立させろ、こういうお話をございますが、それらの点については御意見として伺つておきますけれど

○國務大臣（赤澤正道君） お答えいたします。
三年間の猶予期間をつくりましたことにつきましては、総理もたびたび述べました。私も、いま、小松さんの御質問に対して答えましたので、省略させていただきます。
私は、この資金規正法を扱うにあたってどういふ態度であったのか、今度の案といふものはあるで無責任ではないか、こういう御質問でございまして、私は、いまの骨抜き論も加えまして、どういう原則、また考え方で規正法を扱い、そしてこの成案を見たかといふことにつきまして、簡単に御説明申し上げたいと思います。これは小松さんの御質問にも答えることになると思います。
第一は、やはり、政治資金の規正は、あるべき政治活動のビジョンに対応するものでなければならぬことは言うまでもないところでございまして、この点につきましては、政治活動は、選舉運動をも含めて、ただいま総理も申しましたが、個人本位ないし派閥中心から政党本位に移行すべきものであることは言うまでもない。そこで、政治資金の規正は、その傾向を助長するものでなければならぬと考えまして、その措置をいたしております。この意味におきましては、政治資金の規正は、政党その他の政治団体、政治家個人の区別によつて緩厳の度を異にするべきものとを考えます。特に政党の政治資金に関する規正は、その政治活動の円滑または活発化を阻害しないように、十分配慮しなければならぬという考え方方に立つておるものでございます。
二番目は、政治資金の規正は、明朗、健全な政治活動の実態に寄与するものでなければならぬことは言うまでもありませんが、この意味におきましては、政治資金の寄付は、あくまで寄付者の自発的な意思に基づくものでなければなりません。こ

付が、政党などの活動に不当な影響力を及ぼすものであつては絶対にいけないということ、このことから、ただいま申しました自発性と相当性、さらには、公開性、この原則を貫くことで最終的にガラス張りとされて、絶えずその批判を受けるようになりますので、その目でひとつ審議の段階では、こちらを願いたいと思う。この自発性、相当性の確保も、できるだけ公開の原則を貫くことにしておりますので、その目でひとつ審議の段階では、國民の批判、世論によつてその理非をおのずから決すべきものが政治でありますから、そういう公開の原則が中心であるべきであると思いますので、むしろ刑罰は第二段。これを公開することによつて十分國民に見ていただき。そこからいろいろな何と申しますか、政治資金として寄付が不適当であるかないかなどといふ判断は出てくる性質のものでございますので、そういうことを貫いておるわけでございます。

官 報 (号 外)

○國務大臣（水田三喜男君） 政治活動に対する寄付金といふものは、私は高度の公共性を持つたものだと考えます。したがつて、たとえば福祉事業に対する寄付とかあるいは私学に対する教育寄付、科学振興に対する寄付というようなものと、公共性においてはそらなるものではございません。したがつて、個人の寄付に対しては、それらの寄付と同じような取り扱いをいたすことになりました。また、法人等に対する寄付金につきましては、青天井ではございませんで、いずれにしましても制限があるということと、それから今度は、今までのようにならぬ形で党費とかあるいは会費として認められておつた支出も、今後は政治資金とみなされて規制されることになりましたので、こういう事情との勘案から暫定的に特別措置を法人等には認めるという措置を今回はとりましたが、しかし、将来の規制といたしましては、やはりこの実施による実績と、今後選挙制度のあり方というようなもののとの勘案において、慎重に検討していくべきものと考えております。（拍手）

して、政党に対し、しかも公開した寄付に限つて一定のわざかな期間だけ免税にするというだけのことであります。公開したもののが、それがその会社の損金算入限度額内であれば問題はありませんし、その外に出たものであつても、それが納めるべき税金が納まっていないということは計算なきればすぐわかることだと思いますので、こういつた点を明らかにいたすということのほうが、私は大事であるといふうな判断に立つておるものでござります。(拍手)

る法律案(内閣提出)
○副議長(小平久雄君) 日程第一、国立光明寮設
置法の一部を改正する法律案、日程第二、身体障
害者福祉法の一部を改正する法律案、右両案を一
括して議題といたします。

**身体障害者福祉法の一部を改正する法律
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八
三号)の一部を次のように改正する。**

身体障害者の更生の促進を図るため、身体障害者更生援護施設に入所している者に対し更生訓練費を支給することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。

國立光明祭設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

卷之三

國立光明寮設置法の一部を改正する法律
國立光明寮設置法（昭和二十三年法律第六百六十一号）の一部を次のように改正する。
第二条中「及び北海道」を「北海道及び福岡県」に改める。

この法律は、昭和四十四年一月一日から施行する。

理由

九州地方における視覚障害者を収容し、その保護更生の事業を実施するため、国立光明寮と福岡県に設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

昭和四十三年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日程第一 国立光明病院設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十三年五月十四日 衆議院会議録第三十三号

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第七十二条の五第一項第一号中「郵便募金管理会」を削る。
 (所得税法の一部改正)
 9 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
 別表第一第一号の表中郵便募金管理会の項を削る。
 (法人税法の一部改正)
 10 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
 別表第二第一号の表中郵便募金管理会の項を削る。

理由
 寄附金つき郵便葉書等に附加された寄附金の処理に関する事務を一元化するため、郵便募金管理会を解散し、同会が行なつていた事務を郵政省において行なうこととするものである。これが、この法律案を提出する理由である。

要請に応じるため、当該寄附金を受ける団体の範囲を拡大し、及びお年玉つき郵便葉書のお年玉として交付する金品の単価の最高限を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。通信委員長古川丈吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

法律案に関して、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告いたします。
 まず、改正案の要点を申し上げますと、その第一は、郵便はがき等につけられた寄付金の処理に関する事務を一元化するため、現在その事務の一部を行なっている郵便募金管理会を解散し、寄付金の処理事務をすべて郵政省において行なうこととするものであり、第二は、寄付金の配分を受ける団体の範囲を広げ、交通事故または水難に際して人命の応急的な救助を行なう団体を新たに加えること、また、第三は、年賀用はがきのお年玉の単価の最高限を二万円から三万円に引き上げることであります。

通信委員会においては、三月十三日本案の付託を受け以来慎重審議を重ねたのであります。が、五月十日、質疑を終了、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもってこれを可決すべきものと認決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

目次
 第一章 総則(第一条・第二条)
 第二章 ばい煙の排出の規制等(第三条・第十一条)
 第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等(第十九条・第二十一条)
 第四章 和解の仲介(第二十二条・第二十五条)
 第五章 雑則(第二十六条・第三十二条)
 第六章 則則(第三十三条・第三十七条)
 附則
 第一章 総則
 (目的)
 第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙の排出を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に關し、国民の健康を保護し、あわせて産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全するとともに、大気の汚染に關する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

(定義)
 第二条 この法律において「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及び燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他粉じんをいふ。

○古川丈吉君 だいま議題となりましたお年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する

大気汚染防止法案
 右
 昭和四十三年四月二十七日
 内閣総理大臣 佐藤 榮作

法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告いたします。
 まず、改正案の要点を申し上げますと、その第一は、郵便はがき等につけられた寄付金の処理に関する事務を一元化するため、現在その事務の一部を行なっている郵便募金管理会を解散し、寄付金の処理事務をすべて郵政省において行なうこととするものであり、第二は、寄付金の配分を受ける団体の範囲を広げ、交通事故または水難に際して人命の応急的な救助を行なう団体を新たに加えること、また、第三は、年賀用はがきのお年玉の単価の最高限を二万円から三万円に引き上げることであります。

通信委員会においては、三月十三日本案の付託を受け以来慎重審議を重ねたのであります。が、五月十日、質疑を終了、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもってこれを可決すべきものと認決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第一章 ばい煙の排出の規制等
 (指定地域)
 第三条 この法律の規定によりばい煙の排出を規制する地域は、次の各号のいずれかに該当する地域について、政令で定める。

一 ばい煙発生施設が集合して設置されている地域及びその地域におけるばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙が大気を著しく汚染し、又は著しく汚染するおそれがある地域及び当該地域に隣接する地域で該汚染に著しい影響を与えるおそれがあると認められる地域

二 ばい煙発生施設が集合して設置されるとが確実である地域でその地域におけるばい煙発生施設の設置が大気を急速にかつ著しく汚染するおそれがあると認められる地域

三 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関

係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

い。

(排出基準)

第四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域ごとに排出基準を定めなければならない。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域の一部の区域におけるばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙により政令で定める限度をこえる大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一部の区域を限り、その区域に新たに設置されるばい煙発生施設について、前項の排出基準にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることができ。

3 前二項の排出基準は、第一条第一項のいおう酸化物にあつてはばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量(以下「ばい煙量」という。)について、排出口の高さ(厚生省令、通商産業省令で定める方法により補正を加えたものをいう。)に応じて定める許容限度とし、同項のすすその他粉じんにあつてはばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるすすその他の粉じんの量(以下「ばい煙濃度」という。)について、ばい煙発生施設の種類ごとに定める許容限度とする。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定により排出基準を定めようとするとときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定により排出基準を定めるときは、当該排出基準を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(排出基準の遵守義務)

第六条 指定地域におけるばい煙発生施設において发生するばい煙を排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(ばい煙による汚染の状況の監視)

第六条 都道府県知事は、指定地域の指定があつたときは、ばい煙に關し、当該指定地域に係る大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第七条 ばい煙を排出する者は、指定地域内にばい煙発生施設を設置しようとするとときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 ばい煙発生施設の種類

四 ばい煙発生施設の構造

五 ばい煙発生施設の使用の方法

六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度に關する説明書その他厚生省令、通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(経過措置)

第八条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)であつてばい煙を排出するもの又は

一の施設がばい煙発生施設となつた際現に指定地域内にその施設を設置している者であつてば

い煙を排出するものは、当該地域が指定地域と

なつた日又は当該施設がばい煙発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定により排出基準を定めるときは、当該排出基準を公示しなければならない。

6 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定により排出基準を定めようとするとときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(排出基準の遵守義務)

第七条 指定地域におけるばい煙発生施設において发生するばい煙を排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第九条 第七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令)

第十条 都道府県知事は、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第七条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十一條 第七条第一項の規定による届出をした者又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設を設置してはならない。

2 前条第二項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を

短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十二条 第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたときは、厚生省令、通商産業省令で定めたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十三条 第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第十四条 都道府県知事は、指定地域内に設置されているばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者に対し、期限を定めて、当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法又は当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることがで

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を

2 都道府県知事は、第七条第一項又は第九条第一項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることがで

すること。

理由

公害対策基本法の精神にのつとり、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙の排出の規制を強化し、自動車の運行に伴つて発生する有害物質に係る許容限度を定めること等により大気汚染防止対策の拡充を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

騒音規制法案

右

国会に提出する。

昭和四十三年四月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特定工場等に関する規制(第三条・第十三条)
- 第三章 特定建設作業に関する規制(第十四条)
- 第四章 和解の仲介(第十六条・第十九条)
- 第五章 雜則(第二十条・第二十八条)
- 第六章 訴則(第二十九条・第三十三条)
- 附則

第一 章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうことににより、産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全するとともに、騒音に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることとに

より、その解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項に規定する鉱山を除く。以下同じ。)に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

2 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

第二章 特定工場等に関する規制

(地域の指定)

第三条 都道府県知事は、特別区及び市の市街地

(町村の市街地でこれに隣接するものを含む。)並びにその周辺の住居が集合している地域で住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならぬ。これを变更し、又は廃止しようとするときは、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを变更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の設定)

4 都道府県知事は、前条第一項の規定によつて規制する必要の程度に応じて昼間、夜間そ

の他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該地域について、これらとの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 市町村は、前条第一項の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制標準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、条例で、主務大臣の定める範囲内において、同項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(規制基準の遵守義務)

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その旨を都道府県知事に届け出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が主務省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

3 前項の規定による届出をした者は、その旨を都道府県知事に届け出しなければならない。

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置(計画変更勧告)

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めることは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告

地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又はその施設が特定施設となつた際に指定地域内において

工場若しくは事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の数等の変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その旨を都道府県知事に届け出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が主務省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第

一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に变更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

第十三条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者に相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

第十四条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

官報(号外)

(改善勧告及び改善命令)

第十五条 都道府県知事は、指定地内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度

第十六条 都道府県知事は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないので特定建設作業を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受

ける者は、当該特定建設作業の開始日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合は、この限りでない。

第十七条 第二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の見取図その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第十八条 都道府県知事は、第十六条の規定による中立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を委嘱しなければならない。

第十九条 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるよう努めなければならない。

第二十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

第二十一条 特定建設工事等において発生する騒音又は特定建設作業に伴つて発生する騒音による被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。

第二十二条 特定工場等において発生する騒音又は特定建設作業に伴つて発生する騒音による被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

三 特定建設作業の場所及び実施の期間

四 騒音の防止の方法

五 その他主務省令で定める事項

(和解の仲介の申立て)

第六条 特定工場等において発生する騒音又は特定建設作業に伴つて発生する騒音による被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。

(仲介員名簿の作成)

第七条 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以内を委嘱し、その名簿を作成しておかな

ければならない。

第八条 都道府県知事は、一般公益を代表する者及び産業又は公衆衛生に關し学識経験を有する者らから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第九条 都道府県知事は、第十六条の規定による中立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

(仲介員の任務)

第十条 都道府県知事は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるよう努めなければならない。

(第五章 総則)

第十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の

物件を検査させることができる。

2

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第二十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定するガス工作物である特定施設を設置する者については、第六条から第十三条まで及び前条の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによつて、関係行政機関の協力を得て、特定施設を設置する者については、第六条から第十三

条まで及び前条の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによつて、関係行政機関の協力を得て、特定施設を設置する者については、第六条から第十三

第二十六条 この法律において主務大臣は、特定工場等に関する事項については厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とし、特定建設作業に関する事項については厚生大臣及び建設大臣とする。

(条例との関係)

第二十七条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に關し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は第十四条第一項の規定により指定された区域内において建設工事として行なわれる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴つて発生する騒音に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第三十三条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企業近代化資金等助成法の一一部改正)

2 法律第五百五十五号の一部を次のようにより改正する。

第五条ただし書中「汚水の処理施設」を「汚水

の処理施設若しくは騒音を防止するための施設」に改め、「ばい煙処理施設」の下に「又は騒音規制法(昭和四十三年法律第百五十五号)第二条第二項の特定工場等において発生する騒音を防止するための施設」を加える。

第六章 罰則

理由

第二十九条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

は第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。産業公害対策特別委員長山崎始男君。

(報告書は本号末尾に掲載)

〔山崎始男君登壇〕

○山崎始男君 ただいま議題となりました大気汚染防止法案並びに騒音規制法案の両法律案の産業公害対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

両法律案は、昨年制定いたしましたわが国公害行政の指針たる公害対策基本法の実施法の一環として、去る四月二十七日本院に提出されたものであります。

まず、大気汚染防止法案は、工場及び事業場からのばい煙の排出の規制を中心とした施策を講じている現行ばい煙規制法にかえて、大気汚染防止対策の拡充をはからうとするものであります。

そのおもな点は、

第一に、予防的観点から、ばい煙発生施設が集

合して設置されることが予想される地域をも指定

地域とすること。

第二に、排出基準について合理化をはかること。

第三に、著しく大気が汚染されている地域に新

設される施設については特別の基準を適用すること。

第四に、スマック警報時における措置の強化を

はかること。

第五に、新たに自動車排出ガスにかかる許容限

度を定めるとともに、都道府県知事の汚染状況に

関する測定について定めようとするものであります。

次に、騒音規制法案の概要について申し上げま

第二十五条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長に委任することができる。

(主務大臣)

昭和四十三年五月十四日

衆議院会議録第二十二号 大気汚染防止法案外一案

一〇八一

従来より、騒音規制については地方公共団体の条例にまかされてまいりましたが、本案は、國の手による一元的な法律上の規制措置を講じようとするものでありますて、そのおもな内容は、都道府県知事が市街地及びその周辺を指定地域として、規制基準を定めることにより、施設の設置について届け出制をとるほか、規制基準に適合しない騒音を発生する場合の改善等の勧告及び命令について規定すること。

第二に、指定地域のうち、住宅地、病院及び学校等の周辺区域で著しい騒音を発生する建設作業を行なう場合、事前に届け出を行なわせるほか、基準に適合しない騒音を発生する場合の改善等の勧告及び命令について規定すること。

第三に、騒音にかかる紛争について、都道府県知事による和解の仲介の制度を設けること。

第四に、本法と地方公共団体の条例との関係を明らかにするとともに、飲食店営業等にかかる深夜騒音等についての条例による措置について規定した。

両法律案は、去る七日本委員会に付託され、翌八日政府から提案理由の説明聴取後、直ちに質疑に入り、連日委員会を開会し、慎重審議いたしました。

その間、両法案提出のおくれた理由、届け出制と許可制、和解仲介員の構成、小規模事業者に対する配慮等について質疑が行なわれましたが、特に、十日には、佐藤内閣総理大臣の出席を求め、産業の発展と人間尊重との関係、公害行政の一元化、本法と現行条例の関係及び被害者救済紛争処理法等実施法の提出時期などについて総理の所信をただしましたが、これら論議の内容の詳細については会議録に譲ることといたします。

かくて、去る十日、両案に対する質疑を終了し、次いで、自由民主党を代表して橋本龍太郎君より、大気汚染防止法案に対する修正案並びに騒音規制法案に対する修正案が提出され、趣旨説明

聽取後、採決の結果、両案はそれぞれ修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に對し、それぞれ自由民主党、日本社会党及び公明党三派共同提案にかかる次の附帯決議を付することに決しました。

大気汚染防止法案に對する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について措置を講すべきである。

一ぱい煙発生施設の設置の届出制について具體的規制力を失わしめないよう十分な措置をすること。

一自動車の排出ガスに係る許容限度の決定にあたり、厚生大臣の意見は十分尊重すること。

一ぱい煙の排出基準について常に意を用いること。

一飛行場騒音については、早急に対策の強化などを計ること。

一交通機関等の騒音対策について特に意を用い、国においても十分考慮すること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕
大気汚染防止法案に対する修正案(委員会修正)
正) 大気汚染防止法案の一部を次のように修正する。
1 前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和を図りつゝを削り、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和を図らるようす。するものとする。

騒音規制法案に対する修正案(委員会修正)
騒音規制法案の一部を次のよう修正する。

第一条中「保全するとともに」を「保全し、国民の健康の保護に資するとともに」に改める。

○副議長(小平久雄君) 両案につき討論の通告があります。これを許します。工藤良平君。

〔工藤良平君登壇〕
○工藤良平君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました公害防止二法案に対して、反対の討議をいたします。

近時、わが国の経済は、名目的には世界最高の成長をいたしておりますが、無計画な産業の発展が、人口の都市集中化、交通機関の高度の発達と相まって、必然的に公害の発生をもたらし、広域にして、かつ深刻さを帯び、いまや社会問題として重大な関心を払わなければならない事態に立ち至っているのであります。

産業とは本来、利潤追求を目的とするのではなく、人間の福祉を増進することを目標としなければなりません。その生産性がいかに高まり、国民所得がどんなにふえたとしても、産業のもたらす公害が国民の生命を破壊するという現状においては、眞の意義は失われているのであります。

このよきな諸情勢に対処し、しかも国民の多くの期待にこたえ、さきの五十五特別国会におきましては、きわめて不十分ではありましたが、公害対策基本法が制定され、國民もまたこれに一つの希望を託し、関係実施法の早期成立に多大の期待を寄せましたところであります。しかるに、本法案の提出が今国会のしかも会期末ぎりぎりに出され

まことに遺憾といわなければなりません。御承知のように、公害対策基本法成立にあたっては、社会党をはじめ野党の強い要請によって、関係法案の早期提出が決議され、その後機会あるごとに、そのことは強調されてきたところであります。佐藤総理もまた、すみやかに関係法案の立法化の措置をとることをかたく約束してきたところであります。

そもそも、公害対策は、その予防、排除、救済を基本とした諸立法が必要であります。もちろんこの二法案は重要法案の一つではあります。されど同様に提出されなければならない工場立地の規制、被害者救済の法案については、各省間の調整がつかず、ついに提出できなかつたことは、政府の怠慢であり、公害対策の軽視といわなければなりません。(拍手)

第二の問題は、本法案を流れている基本的な考え方についてであります。

本来、公害防止対策は、国民の生命、健康の保護、そのための生活環境の整備が目的でなければならぬのであります。しかるに、常に産業の健全な発展との調和をはかるということを名目として、国民の健康保護の立場を第二義的に考えようとするところに問題が残るのであります。調和といふことは、注意を喚起し、基本法審議の際に、多くの時間を費やして意見の調整を行なってきたところであります。調和といふ名のもとに、国会の決定を軽視し、事あるごとに企業保護の立場を貫こうとする政府の態度は、厳にこれを戒めなければならぬと思うのであります。(拍手)

第三の問題は、本法案の随所に見られる、関係

各省間のセクショナリズムによって、その本来の目的がゆがめられ、骨抜き同然にされているといふことあります。

大気汚染防止法案に見られるごとく、排出基準の設定については、厚生、通産両省の共管という形をとり、自動車排気ガスの基準決定については、運輸省専管、厚生省の意見を求めるとき、まさに本末転倒もはなはだしいといわなければならぬのであります。(拍手)また、ばい煙排出施設の設置については、当然許可制度にすべきものを、各省の強い圧力によって、ついに届け出制に変更するなど、基本法の趣旨を完全に置き忘れた措置となつてゐるのは遺憾千万といわなければなりません。

過日、富山県のイタライタイ病について、厚生省の見解が発表され、公害対策に一つの曙光が見出されつつあることは喜ばしいことであります。しかし、このことによつて、長い間にわたる論争に終止符が打たれたわけではありません。その結論が出されるまでの間、通産省をはじめ企業側の圧力が加えられ、いたずらに時日を遅延させたことは、当然反省されるべきであり、強力な公害行政の一元化を急がなければならぬとされています。

第四には、この二法案が、大気汚染、騒音防止の総合的な法案として提出されたにもかかわらず、電気事業、ガス事業に対する一部適用除外、飛行機、交通騒音などについて、十分なる対策が講じられていないことがあります。

これらはいずれも生活環境の整備の中でも主要な部分を占めるものでありますし、すみやかな法案整備と対策が必要であります。

第五に、和解仲介の制度についてであります。大気汚染防止、騒音規制両法案とともに、和解仲介の制度が規定されはいるのでありますが、いままで利用されたことのない、また利用価値のないといわれる従来のはい煙規制法の規定をそのまま踏襲し、一歩も進歩していないということであります。

「群馬、栃木両県下波良瀬沿岸の耕地に被害あるは事実なれども、被害の原因確実ならず」、これは明治二十四年、衆議院において鉛毒事件に関する出された政府の答弁書であります。公害闘争の初めといわれた田中正造代議士の指導した足尾銅山の鉛毒事件は、闘争実に一世紀近くにわたり、幾たびかの死闘が繰り返され、表面上の解決は見たものの、なお依然としてくすぶり続けてゐるのであります。歴史的にも過去の公害事件を振り返つてみると、必ずといっていいほど、そこには流血の惨事が引き起ころされ、なおかつ根本的な解決ができなかつたことが數多いのであります。まして複雑多岐にわたる現在の公害は、水俣病をはじめ、阿賀野川の第二水俣病、四日市ぜんそく、イタライタイ病など、原因の究明はもとより、救済の解決のめどさえ立つてないものがあります。

法の制定が骨抜きとなり、利用するに価値のないものであり、政治に期待の持てなくなつたとき、被害者はやむなく訴訟にたよらざるを得ないのであります。もちろん訴訟によつてその是非を問うことは、たとえそれが冷静であり、合理的であるとしても、すべての公害が、金のかかる、しかも長期化する裁判にたよらざるを得ないとするならば、一般の被害者は泣き寝入りする以外にそなへはないのであります。したがつて、一定の権威ある調停機関による紛争処理を行なうことを基本とする、被害者救済制度の確立を急がなければならないと考えます。

以上、この法案の問題点について触れてまいりましたが、公害が多発し、紛争処理、救済の措置がおくれるとき、被害者はより深刻な立場に追い込まれるのであります。一家の主柱を失い、あるいは廢人同様となり、生きる希望と生活のかたをたれで泣いてゐる患者とその家族に対して、政治がなし得たものにはたしてどれほどのものがあつたでありますよろしく。これらの人々に対しまわ

れわれがしなければならない任務は、被害者に対するすみやかな救済であり、同時に、より高い次元において国民の期待に沿い得る法案をつくり上げること以外ないと信じます。

最後に、本法案が多数をもつて決定されたとして出された政府の答弁書であります。公害闘争の初めといわれた田中正造代議士の指導した足尾銅山の鉛毒事件は、闘争実に一世紀近くにわたり、幾たびかの死闘が繰り返され、表面上の解決は見たものの、なお依然としてくすぶり続けてゐるのであります。歴史的にも過去の公害事件を振り返つてみると、必ずといっていいほど、そこには流血の惨事が引き起ころされ、なおかつ根本的な解決ができなかつたことが数多いのであります。まして複雑多岐にわたる現在の公害は、水俣病をはじめ、阿賀野川の第二水俣病、四日市ぜんそく、イタライタイ病など、原因の究明はもとより、救済の解決のめどさえ立つてないものがあります。

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第六、割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第六、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

割賦販売法の一部を改正する法律

「第十五条」を「第十五条」に改める。

目次中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、

「第五十四条」を「第五十五条」に改める。

第十五条の見出しを「(前払式)割賦販売業の許可」に改め、同条中「通商産業省に備える前払式割賦販売業者登録簿に登録を受けた法人(以下「登録割賦販売業者」という。)」を「通商産業大臣の許可を受けた者」に改め、同条第二号中「次条」を「次条第一項」に、「登録又は登録拒否」を「許可又は不許可」に改める。

第十二条第二項中「登記簿の原本」の下に「前払式割賦販売契約書」を加える。

第十三条及び第十四条削除

第十五条の見出しを「(許可の基準)」に改め、同条第一項中「第十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない」を「第十二条第一項の申請書をした者が次の各号の一に該当すると認めるときは、同条の許可をしてはならない」に改め、同項第六号ハ中「登録割賦販売業者が」を「第十二条の許可を受けた者(以下「許可割賦販売業者」という。)が」に、「登録」を「許可」に、「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「登録」を「許可」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

割賦販売法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年一月十一日

内閣総理大臣 佐藤 築作

四 前二号に掲げるものは、その行なうとする前払式割賦販売に係る業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しない法人

五 前払式割賦販売契約の内容が通商産業省令で定める基準に適合しない法人

第十五条第三項中「第十二条第一項の申請書を提出した」と「第十二条の許可の申請をした」に、「その登録を拒否する」を「同条の許可をしない」に改め、同条第四項中「第一項又は前項の規定により登録を拒否した」と「第十二条の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をした」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「登録割賦販売業者を許可割賦販売業者」に改め、同条第三項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に、「前項の」を「前項の」を「前項の規定による」に、「その」を「前

払式割賦販売の」に改める。

第十七条第一項の規定は、第一項の規定によ

り供託する場合に準用する。
(承継)

第十八条の三 許可割賦販売業者が営業の全部を譲渡し、又は許可割賦販売業者について合併があつたときは、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可割賦販売業者の地位を承継する。ただし、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第十五条第一項第二号又は同項第六号から第八号までの二に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十九条を次のように改める。

(変更の届出等)

第十九条 許可割賦販売業者は、第十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき

は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による変更の届出があつた場合において、その変更により第十五条规定する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該許可割賦販売業者に対して、購入者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、当該許可割賦販売業者に対し、財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

第一 営業年度の収益の額の費用の額に対する

比率が通商産業省令で定める率を下つた場合

一 流動資産の合計額の流动負債の合計額に対する比率が通商産業省令で定める率を下つた

場合

三 前二号に掲げる場合のほか、購入者を保護

号の通商産業省令で定める基準に適合しなくなると認めるときは、当該許可割賦販売業者に対する規定による変更の届出をする場合に準用する。

5 第十二条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による変更を命ずることができる。

4 第十七条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、同条第二項中「法務省令で定めるところにより、帳簿を備え、前払式割賦販売の契約について通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない」。

第五条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「規定する額」の下に「又はその権利を実行した日の直前の基準日における供託基準額のいすれか多い額」を「なつたときは」の下に「その事実を知つた日以後遅滞なく」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(帳簿の備付け)

第十九条の二 許可割賦販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、前払式割賦販売の契約について通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第二十一条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

第二十二条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割

賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

第二十三条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割

賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により

するため財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として通商産業省令で定める場合

2 前項第一号の収益の額及び費用の額並びに同項第二号の流动資産の合計額及び流动負債の合計額は、通商産業省令で定めるところにより計算しなければならない。

3 第十二条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、同条第二項中「法務省令」を「政令」に改める。

4 第十二条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「規定する額」の下に「又はその権利を実行した日の直前の基準日における供託基準額のいすれか多い額」を「なつたときは」の下に「その事実を知つた日以後遅滞なく」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(營業保証金の保管替え等)

第二十二条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

第二十三条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割

賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

第二十四条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割

賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により

するため財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として通商産業省令で定める場合

2 前項第一号の収益の額及び費用の額並びに同項第二号の流动資産の合計額及び流动負債の合計額は、通商産業省令で定めるところにより計算しなければならない。

3 第十二条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「規定する額」の下に「又はその権利を実行した日の直前の基準日における供託基準額のいすれか多い額」を「なつたときは」の下に「その事実を知つた日以後遅滞なく」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(營業保証金の保管替え等)

第二十二条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

第二十三条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割

賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

第二十四条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割

賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により

するため財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として通商産業省令で定める場合

2 前項第一号の収益の額及び費用の額並びに同項第二号の流动資産の合計額及び流动負債の合計額は、通商産業省令で定めるところにより計算しなければならない。

3 第十二条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「規定する額」の下に「又はその権利を実行した日の直前の基準日における供託基準額のいすれか多い額」を「なつたときは」の下に「その事実を知つた日以後遅滞なく」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(營業保証金の保管替え等)

第二十二条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「場合において、購入者の保護のため必要があると認める」を削り、「命ずることができる」を「命じなければならない」。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を

承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書

面を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出

なければならない。

供託する場合に準用する。
 第二十三条の見出しを「(許可の取消し等)」に改め、同条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に、「その登録」を「その許可」に改め、同項第一号中「第五号又は第六号」を「第七号又は第八号」に改め、同項第四号中「第十四条第一項の規定による登録」を「第十一條の許可」に改め、同条第二項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に、「その登録」を「当該許可割賦販売業者に對し、三月以内の期間を定めて前払式割賦販売の契約を締結してはならない旨を命じ、又はその許可」に改め、第二号及び第三号を次のように改める。

一 第十八条の二第三項の規定に違反して新たに前払式割賦販売の契約を締結したとき。
 二 第十九条第二項又は第四項の規定による命令に違反したとき。
 三 第二十三条第二項に次の一を加える。
 四 第二十条の二第一項の規定による命令に違反したとき。
 五 第二十二条第一項の規定による供託をしないたとき。

第二十三条第三項中「登録」を「許可」に、「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改める。
 第二十四条中「登録」を「許可」に改める。
 第二十五条及び第二十六条を次のように改める。
 (許可の失効)
 第二十五条 許可割賦販売業者が前払式割賦販売の営業を廃止したときは、許可是、その効力を失う。
 (廃止の届出)
 第二十六条 許可割賦販売業者は、前払式割賦販売の営業を廃止したときは、逓減なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
 2 第二十四条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。
 第二十七条第一項中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、「命令を受け」の下に

「若しくは」を加え、「登録を取り消され」を「許可を取り消されたとき」に、「前条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除された」を「第二十五条の規定により許可が効力を失つた」に改める。
 同条中「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に、「登録を取り消され」を「許可を取り消されたとき」に、「第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除された」を「第二十五条の規定により許可が効力を失つた」に改める。

第二十九条第二項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第二十六条第一項の規定による登録の消除があつた」を「許可割賦販売業者が第二十二条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は第二十五条の規定により許可が効力を失つた」に、「登録割賦販売業者」を「許可割賦販売業者」に改め、後段を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

(登録の拒否)
 第三十三条の二 通商産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 一 法人でない者
 二 資本又は出資の額が割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四 第三十四条の二第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

第五 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないことなどがなくなりた日から二年を経過しないことがある場合は、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることができない。
 第三十二条に次の一項を加える。
 2 前項の申請書には、定款、登記簿の謄本その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。
 六 役員のうちに次のいずれかに該当する者の代理人は、破産者で復権を得ないもの

八 登録割賦購入あつせん業者が第三十四条の二第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたとき、又は同条第二項において準用する第十五条第三項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録割賦購入あつせん業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

九 第十五条第二項から第四項までの規定は、第三十二条第一項の規定による登録の申請があつた場合に準用する。

(交換登録の申請)
 第三十三条の三 登録割賦購入あつせん業者は、第三十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、逕減なく、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第十五条第二項から第四項まで、第三十二条第一項、第三十三条及び前条第一項の規定は、前項の規定による変更登録の申請に準用する。

三 第三十四条第一項中「前条において準用する第十五条第一項第三号」を「第三十三条の二第一項第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(登録の取消し)
 第三十四条の二 通商産業大臣は、登録割賦購入あつせん業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならぬ。
 一 第三十三条の二第一項第二号、第五号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。
 二 前条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第六号の規定による取消しがされないとき。

三 前条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三十一条の登録を受けたとき。

附則第一項ただし書の政令 で定める日以後第一番目に 到来するもの	十二分の一
附則第一項ただし書の政令 で定める日以後第二番目に 到来するもの	十二分の二
附則第一項ただし書の政令 で定める日以後第三番目に 到来するもの	十二分の三

- す。その法人がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 前項の規定により新法第十一条の許可を受けたものとみなされる法人は、この法律の施行の日から三十日以内に、前払式割賦販売の方針により販売している指定商品の種類及び前払式割賦販売契約書を通商産業大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。
- 5 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し前項違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。
- 6 旧法の規定により供託された營業保証金は、新法の規定により供託された營業保証金とみなす。
- 7 附則第二項の規定により新法第十一条の許可を受けたものとみなされる法人及びその法人が引き続き許可割賦販売業者となつた場合には、当該法人については、新法第十八条の二第一項中「三分の一」とあるのは、同項に規定する基準日であつて次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。
- 8 附則第二項の規定により新法第十一条の許可を受けたものとみなされる法人及びその法人が引き続き許可割賦販売業者となつた場合には、当該法人については、新法第十八条の二第一項中「三分の一」とあるのは、同項に規定する基準日であつて次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

- 3 前項の規定により新法第十一条の許可を受けたものとみなされる法人は、この法律の施行の日から三十日以内に、前払式割賦販売の方針により販売している指定商品の種類及び前払式割賦販売契約書を通商産業大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。
- 5 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し前項違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。
- 6 旧法の規定により供託された營業保証金は、新法の規定により供託された營業保証金とみなす。
- 7 附則第二項の規定により新法第十一条の許可を受けたものとみなされる法人及びその法人が引き続き許可割賦販売業者となつた場合には、当該法人については、新法第十八条の二第一項中「三分の一」とあるのは、同項に規定する基準日であつて次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。
- 8 附則第二項の規定により新法第十一条の許可を受けたものとみなされる法人及びその法人が引き続き許可割賦販売業者となつた場合には、当該法人については、新法第十八条の二第一項中「三分の一」とあるのは、同項に規定する基準日であつて次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

9

- 10 旧法第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、若しくは旧法第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除された場合における登録割賦販売業者であつた者は若しくはその承継人又は当該登録割賦販売業者であつた者との法律の施行の際前払式割賦販売の契約を締結している者でその契約に係る商品の引渡しを受けていないものについては、なお從前の例による。

- 11 旧法第三十三条において準用する旧法第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された法人は、その取消しの日において、新法第三十四条の二第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたものとみなす。
- 12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
- 13 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のよう改定する。
- 第四条第一項第三十号の二中「前払式割賦販売業者」の下に「につき許可を与へ」を加える。

- 14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
- 15 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のよう改定する。
- 改正の第一点は、前払い式割賦販売業の登録制度を許可制に改め、健全な財産的基礎を有し、販売契約書が一定基準に適合する者に限って許可すること

本改正案は、消費者保護の見地から、以上の実態に対応するため、前払い式割賦販売業に対する規制を強化しようとして提案されたものであります。改正の第二点は、前払い式割賦販売業の登録制度を許可制に改め、健全な財産的基礎を有し、販売契約書が一定基準に適合する者に限って許可すること

○副議長（小平久雄君） 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小平久雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和四十年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十年度國有財産増減及び現況総計算書
昭和四十年度政府関係機関決算書
昭和四十年度國有財産賃貸付状

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小峯柳多君登壇〕

て熱心に審査を行ないましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案による、前払い式割賦販売を通常の割賦販売方式へ移行せしめることがあります。この中で前払い式割賦販売は、ミシン、手編み機、家庭用電気製品等を中心とした費者からの前受け金残高は約六百億円に達するものと推定されております。

このように前払い式割賦販売が広く利用され反面、販売業者の倒産によつて購入者が不測の損害を受ける事例、契約解除等に関する販売業者との傾向にあります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案による、前払い式割賦販売を通常の割賦販売方式へ移行せしめることがあります。この中で前払い式割賦販売は、ミシン、手編み機、家庭用電気製品等を中心とした費者からの前受け金残高は約六百億円に達するものと推定されております。

このように前払い式割賦販売が広く利用され反面、販売業者の倒産によつて購入者が不測の損害を受ける事例、契約解除等に関する販売業者との傾向にあります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

申上げます。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案による、前払い式割賦販売を通常の割賦販売方式へ移行せしめることがあります。この中で前払い式割賦販売は、ミシン、手編み機、家庭用電気製品等を中心とした費者からの前受け金残高は約六百億円に達するものと推定されております。

このように前払い式割賦販売が広く利用され反面、販売業者の倒産によつて購入者が不測の損害を受ける事例、契約解除等に関する販売業者との傾向にあります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

以上、御報告申し上げます。（拍手）

等あります。

本案は、去る四月二日當委員会に付託され、同月五日提出理由の説明を聽取し、同月二十六日から質疑に入り、参考人を招致するなど、きわめ

日程第八 在額總計算書
昭和四十年度政府関係機関決算書
昭和四十年度國有財産増減及び現況総計算書

日程第九 昭和四十年度國有財産賃貸付状

○副議長(小平久雄君) 日程第七、昭和四十年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十年度国税収納金整理資金受付状況総計算書、右各件を一括して議題といたし君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[大石武一君登壇]

○大石武一君 ただいま議題となりました昭和四十年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

初めに各件の概要から申し上げます。

まず、昭和四十年度決算であります。一般会計の決算額は、歳入三兆七千七百三十億円余、歳出三兆七千二百三十億円余、差引五百億円余の剩余金を生じております。

特別会計の数は四十三、その決算額は、歳入七兆二千百六十億円余、歳出六兆四千六十三億円余、その歳入超過額は八千九十六億円余となつております。

國税取納金整理資金の収納済額は、三兆一千九十八億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は三兆一千八億円余となつております。

次に、昭和四十年度国有財産増減及び現在額総計算書でありますが、昭和四十年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて一兆三千八百三十七億円余、同じく減少額は二千九

百三十億円余、差引純増加額は一兆九百六億円余となり、年度末現在額は五兆八百六十億円余となつております。

次に、昭和四十年度国有財産無償貸付状況総計算書でありますが、昭和四十年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて四百二十二億円余、同じく減少額は二十九億円余、差引純増加額は三百九十二億円余となり、年度末現在額は、六百九十三億円余となつております。

各件のうち、決算は四十一年十二月二十七日第五十四回国会に、国有財産関係二件は四十二年二月二十一日第五十五回国会に提出され、決算は四十二年六月一日、国有財産関係二件は四十二年二月二十一日委員会に付託されました。

委員会は、四十二年六月七日、各件について大蔵省当局よりその概要説明を、会計検査院より検査報告の概要説明を聴取した後、慎重審議を重ね、本年五月十三日決算外一件の審査を終了し、決算については、直ちに委員長より左記要旨の議案を提案いたしました。

すなわち、

一、本年度決算を予算の効率的使用及び不当不正の防止という観点から見ると、次の諸点が特に留意されるべきものと思われる。

(1) 行政機構の改革については、数年来その実績があがっていない。

政府は、計画的かつ合理的な視野に立ち、機構の能率が十分に發揮されるようつとめてるべきである。

(2) 青少年対策費は、総合的施策の樹立について、なお十分とは認めがたいところがある。すみやかにこれら施策の総合計画を樹立し、相互協力のもとに事業の推進をはかるべきである。

(3) 移住振興事業については、送出実績が逐年低下し、移住者の生活は必ずしも安定したものといがたい。この際、移住政策を再検討

し、工業技術者の移住の推進をはかるとともに、移住者の定着援助に直漏のないよう措置を講すべきである。

(4) 国が地方公共団体等に交付する補助金には、同一ないし類似のもの、金額が零細なもの、及び実情に合致しなくなつたもの等が見受けられる。これらにつき全面的に再検討を行ない、補助金の統合、整理等、予算の効率的使用をはかるべきである。

(5) 科学技術の開発途上における物品製造請負契約等の処理につき、製造に着手しながら契約書が作成されておらず、請負業者の参考見積もりがそのまま契約金額として採用されている事例が認められる。

経理国際法規の整備、研究及び経理部門の一体充実をはかり、科学技術振興の円滑を期すべきである。

農業構造改善事業においては、国または地方の指導が不適切なため、設置された施設等が十分に活用されていない事例が見受けられる。事業計画等につき、現地に即する適切な指導を行ない、補助目的の達成につとめるべきである。

(7) 通商産業省所管の石炭鉱山整理交付金、炭鉱保安専用機器整備費補助金、中小企業高度化資金融通特別会計の高度化資金貸付金及び労働省所管の中高年齢者等就職促進訓練費補助金等の重要な事業費において過大な不用額を生じているものが認められる。

経費の予算計上、予備費の使用の決定にあたっては、現在の実態及び将来の推移を適確に把握するとともに、熟意をもつて予算の執行に当たり、主要事業費につき、不用額を生ずるがこときことのないようつとめるべきである。

政府は、これら指摘事項について、それぞれ

是正の措置を講ずることともに、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう、制度、機構の改正整備をはかり、官紀を肅正して万全を期すべきである。

三、決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

以上が議決案の概要であります。これに対し、自由民主党、民主社会党は賛成、日本社会党、公明党は議決案中に述べられている「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」という表現には同意でき、したがつて、決算については不承認、警告事項については賛成である趣旨の討論があり、採決の結果、多数をもつて議決案のとおり議決いたしました。

次いで、国有財産関係二件について採決の結果、各件はいずれも是認すべきものと多数をもつて議決した次第であります。(拍手)

以上で報告を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第七の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よつて、各件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第八及び第九の両件を一括して採決いたします。

両件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。両件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よつて、両件は委員長報告のとおり決しました。

任に問ういかなる行動も執らないものとする。

3 合衆国の当局又は現地当局は、南方諸島及び

その他の諸島の合衆国による施政の期間中、これら諸島における財産権及び所有利益で、日本国及び前記の期間中にアメリカ合衆国が執つた措置により当該財産権又は利益の使用、収益又は行使を不可能にされた日本国民に属するものの権原を移転するようないかなる公的な行動も執らなかつたことが確認される。

第六条 この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認した旨の通知をアメリカ合衆国政府が日本国政府から受領した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當な委任を受け、この協定に署名した。

一千九百六十八年四月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
三木武夫
U・アレクシス・ジョンソン

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま

す。外務委員長秋田大助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○秋田大助君登壇
ただいま議題となりました案件に

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○秋田大助君

つきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

佐藤総理大臣とジョンソン大統領は、昨年十一月十四日及び十五日にワシントンで行なつた会談において、小笠原群島等の日本への早期返還のための具体的な取りきめについて、両国政府が直ちに協議に入ることに合意いたしました。よって、政府は、昨年十一月以来、米国政府との間に交渉を進めてまいりましたところ、最終的合意に達しましたので、本年四月五日、東京において本協定に署名を行なつた次第であります。

本協定の内容を申し上げますと、米国が小笠原群島等に関する、平和条約第三条に基づくすべての権利及び利益を、日本国のために放棄し、わが国は、本協定発効の日から、これら諸島の行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための権能及び責任を引き受けこと、小笠原群島において、米国が現に利用している設備及び用地は、地位協定に従つて米軍が引き続き使用する二つのロラン局施設を除いて、すべてわが国に引き渡されること、わが国は、米国の施政期間中、法令によって認められる請求権を除いて、これら諸島において生じた対米請求権を放棄し、また、米国当局の指令によって行なわれた行為を承認し、かつ、米国が島民の財産権及び所有利益の権限を移動する行動をとらなかつたことが確認されること等を規定しております。

本協定は、四月十九日に外務委員会に付託され

ましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、五月十四日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本件は全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

医師法の一部を改正する法律
社会保険労務士法

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律

一、昨十三日、参議院議員から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律

一、去る十一日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(運輸大臣官房会計課長)山上義史の第

五十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

(政府委員解任)

一、去る十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

(常任委員辞任)

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

(常任委員辞任)

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

(常任委員辞任)

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

商工委員

農林水産委員

運輸委員

近江口記夫君

応急的な救助を行なう團体を加えること。

(四) お年玉として交付する金品の単価の改定

お年玉として交付する金品の単価の最高限

を一万円から三万円に引き上げること。

(五) 施行期日

この法律は、昭和四十三年十月一日から施

行する。

二 議案の可決理由
本案の趣旨は、妥当な措置と認め、これを可

決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月十日

衆議院議長 石井光次郎殿
通信委員長 吉川丈吉

大気汚染防止法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙の排出を規制し、並びに自動車の運行に伴つて発生する排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に

関し、国民の健康を保護し、あわせて産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全するとともに、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資せんとするものだ、主な内容は次のとおりである。

(一) 指定地域
次のいずれかに該当する地域をばい煙の排出を規制する地域として政令で指定する。

1 ばい煙発生施設が集合して設置されてい る地域で、ばい煙が大気を著しく汚染して いる地域及び隣接する地域ではばい煙発生施設の設置が当該汚染に著しい影響を与えるおそれがあると認められる地域

2 ばい煙発生施設が集合して設置されることが確実である地域ではばい煙発生施設の設置が大気を急速かつ著しく汚染するおそれがあると認められる地域

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域

1 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域ことに排出基準を定めなければならない。
2 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域内に設置されているばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないと認められるときは、期限を定めて、ばい煙発生施設の使用の方法等の改善を命ずることができる」として、当該命令に従わないときは當該施設の使用の一時停止を命ずることができる」として、当該命令に従わないときは當該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 ばい煙発生施設の種類ごとに定める許容限度とする。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、排出基準を指定しようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(二) 排出基準等

1 都道府県知事は、指定地域に係る大気の汚染が著しく人の健康をそこなうおそれがある場合として一定の要件に該当する事態

5 ばい煙排出者の排出基準の遵守、都道府県知事のばい煙による汚染状況の監視について規定する。

(三) ばい煙発生施設の設置の届出等及び改善命令
1 ばい煙発生施設を設置しようとするとときは、その区域に新設されるばい煙発生施設について、特別の排出基準を定める
2 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域の届出、当該届出があつた場合の計画変更命令、工事実施の制限等について規定する。

(四) 緊急時の措置
1 ばい煙排出者の測定義務及び事故時の措置について規定する。

が発生したときは、ばい煙を排出する者に對し、ばい煙排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 指定地域内において一定量以上のばい煙を排出するばい煙発生施設を設置している者は、1の事態が発生した場合に講ずることができるばい煙量の排出量の減少のための措置に関する計画を作成し、都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、1の措置によつてはその事態を改善することが困難であると認めるとときは、この届出をした者に対し、その届出に係る計画を参照して、ばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事の権限に属する事務の委任、ばい煙の排出に関する条例による規制とその関係及び罰則等を規定する。

5 1の許容限度を定めようとするときは、厚生大臣の意見をきかなければならない。

6 都道府県知事は、交差点及びその周辺等の区域について、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行なつものとするところに測定の結果必要があると認めるときは、道路の構造の改善等に関する意見を述べることができる。

7 関係行政機関の長に意見を述べることができる。

8 議案の修正議決理由

本案は、公害対策基本法の精神にのつとり、大気汚染防止対策の拡充を図るため、必要な措置と認めるが、なお、目的中に、国民の健康の保護が第一義であることを明確にするこ^ととを目的とする。

9 前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和が図りつつ生活環境を保全することも、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

10 ばい煙発生施設から排出されたばい煙等による被害について損害賠償その他民事上の紛争が生じたときは、当事者は都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。

11 本案に對して別紙の「ばい煙等の排出規制に関する附帯決議」とく修正議決すべきものと議決した次第である。

12 また、本案に對して別紙の「ばい煙等の排出規制に関する附帯決議」とく附帯決議を附することに決した。

13 右報告する。

14 その他

15 この法律の施行に必要な報告徵収及び立入検査について規定する。

16 昭和四十三年五月十日

産業公害対策特別委員長 山崎 始男

17 電気工作物又はガス工作物であるばい煙等を排出する者

18 発生施設等においてばい煙等を排出する者

19 限度を定めなければならない。

20 連輸大臣は、道路運送車両法に基づく命

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

については、ばい煙発生施設の設置の届出等及び改善命令の規定は適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙の排出を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に關し、国民の健康を保護し、あわせて産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全することを目的とする。

(目的)

第二条 この法律は、工場及び事業場における事務の委任、ばい煙の排出に関する条例による規制とその関係及び罰則等を規定する。

第三条 1の許容限度を定めようとするときは、厚生大臣の意見をきかなければならない。

第四条 都道府県知事は、交差点及びその周辺等の区域について、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行なつものとするところに測定の結果必要があると認めるときは、道路の構造の改善等に関する意見を述べることができる。

第五条 関係行政機関の長に意見を述べることができる。

第六条 議案の修正議決理由

本案は、公害対策基本法の精神にのつとり、大気汚染防止対策の拡充を図るため、必要な措置と認めるが、なお、目的中に、国民の健康の保護が第一義であることを明確にするこ^ととを目的とする。

第七条 前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。

第八条 ばい煙発生施設から排出されたばい煙等による被害について損害賠償その他民事上の紛争が生じたときは、当事者は都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。

第九条 また、本案に對して別紙の「ばい煙等の排出規制に関する附帯決議」とく修正議決すべきものと議決した次第である。

第十条 また、本案に對して別紙の「ばい煙等の排出規制に関する附帯決議」とく附帯決議を附することに決した。

第十一条 右報告する。

第十二条 その他

第十三条 この法律の施行に必要な報告徵収及び立入検査について規定する。

第十四条 昭和四十三年五月十日

産業公害対策特別委員長 山崎 始男

第十五条 自動車の排出ガスに係る許容限度の決定にあたり、厚生大臣の意見は十分尊重すること。

一 はい煙の排出基準について常に意を用いその強化につとめること。

一 重油脱硫について研究促進を行ない燃料の規制等に対しても特段の配慮をもつて指導につとめる」と。

一 測定網の整備その他広域汚染対策強化のため国は進んで必要な措置を行なうこと。

一 本法適用除外にかかる電気事業法及びガス事業法に定めるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質については、主務大臣及び都道府県知事は緊急時のみならず相互に緊密な連繋の下にその公害対策に万全を期すること。

一 本法施行の際すでに施行されている条例については、その地域の実状を尊重し、適切な運営指導を行なうこと。

騒音規制法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたり騒音について必要な規制を行なうことによ

り、産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全するとともに、騒音に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、

その解決に資せんとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 定義

本法において「特定施設」「特定建設作業」

「規制基準」とは次のものをいう。

1 「特定施設」とは、工場又は事業場(鉱山保安法第一条第二項の鉱山を除く。)に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるもの。

2 「特定建設作業」とは建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるもの。

3 「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度

等において発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

口 都道府県知事は、地域を指定しようとするとときは、関係市町村長の意見をきき、地域を指定したときは、公示しなければならない。

口 都道府県知事は、届出に係る特定工場設置している者等の経過措置について規定する。

口 都道府県知事は、届出に係る特定工場

等において発生する騒音が規制基準に適合しないときは、必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべき」とを勧告することができる。

ニ 勘告に従わないで特定施設を設置している場合の命令について規定する。

4 騒音の防止に関する勘告及び改善等の命令

イ 都道府県知事は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないときは、期限を定めて、必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべき」とを勧告することができる。

(二) 特定工場等に関する規制

1 地域の指定

イ 都道府県知事は、市街地及びその周辺

で必要があると認める地域を、特定工場

都道府県知事への届出について規定す

定する。

2 特定工場等の設置の届出等

イ 特定施設を設置しようとするとき等の

都道府県知事への届出について規定す

5 小規模の事業者に対する配慮規定

都道府県知事は、小規模の事業者に対する勧告又は命令の規定の適用にあたつては、特に配慮しなければならない。

(三) 特定建設作業に関する規制

1 特定建設作業の実施の届出

指定地域のうち、病院、学校等の周辺その他特に騒音の防止を図る必要がある区域であつて、都道府県知事が主務大臣の定める指定基準に従い指定した区域内において特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

2 騒音の防止に関する勧告及び命令

イ 都道府県知事は、指定した区域内において行なわれる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間及び特定建設作業の作業時間等の区分ごとに主務大臣の定める基準に適合しないときは、期限を定めて、必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間等を変更すべきことを勧告することができる。

ロ 勧告に従わない場合の命令について規定する。

四 和解の仲介

特定期場等において発生する騒音又は特定

建設作業に伴つて発生する騒音による被害について損害賠償その他民事上の紛争が生じたときは、当事者は都道府県知事に和解の仲介

ればならない。

四 地方公共団体による騒音の規制

1 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に關し、この法律とは別に見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

ロ この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定された区域内において建設工事として行なわれる作業であつて特定建設作業以外のものについて発生する騒音に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

3 主務大臣は、特定工場等に關する事項については厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とし、特定建設作業に關する事項については厚生大臣及び建設大臣とする。

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうことにより、産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全^〇し、国民の健康の保護に資する

る紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

〔別紙〕

(不字は修正)

昭和四十三年五月十日

衆議院議長 石井光次郎殿

産業公害対策特別委員長 山崎 始男
右報告する。

確にするため、別紙のこととく修正議決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対して、別紙のこととく附帯決議を附することに決した。

五 抗声機を使用する放送に係る騒音等の規制

については、地方公共団体が、必要があると認めるときは、営業時間を制限することにより必要な措置を講ずるようにしなけ

二 議案の修正議決理由

本案は、公害対策基本法の精神にのつとり、騒音規制法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について措置を講ずべきである。

一 飛行場騒音については、早急に対策の強化を

計ること。

一 交通機関等の騒音対策について特に意を用い、国においても十分考慮すること。

一 市街地の交通騒音対策について、これを強化し、かつ、必要に応じ、関係法の整備をはかるとともに、深夜騒音について地方公共団体の指導の強化を計ること。

一 本法施行の際、すでに施行されている条例については、その地域の実状を尊重し、適切な運営指導を行なうこと。

に改正しようとするものである。

一 前払式割賦販売業について、現行の登録制を許可制に改めるとともに、許可要件として、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること及び販売契約の内容が購入者保護のための基準に適合することを追加する。

2 前払式割賦販売業者は、購入者からの前受金の三分の一相当額を優先弁済のための営業保証金として供託しなければならないこととする。

で政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、前払式割賦販売に係る取引の公正の確保及び購入者の保護に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附すこととに決した。

昭和四十三年五月十日

信用保険等の各機関の整備を図ること。

三 割賦販売価格とその金利及び現金販売価格の表示方式の明確化及び合理化を図ることによる。不當に割高な割賦販売価格の是正について指導監督すること。

四 健全な中小規模割賦販売業者の存立基盤を確保するため、金融、税制上の特別の配慮を附等割賦販売の体制の強化に努めること。

官報(号外)

一 議案の要旨及び目的

割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一般消費者に対する耐久消費財の割賦販売のうち、前払式割賦販売の制度は、ミシン、手編機、家庭電気製品等を中心として、急速に普及しつつあるが、その反面、販売業者の倒産による購入者の損害及び販売業者と購入者との間の紛争が相当発生しており、現行割賦販売法による前払式割賦販売業の規制では十分でない実情にあるので、消費者保護の見地から、次のように

3 通商産業大臣は、購入者保護のため必要があると認めるときは、前払式割賦販売業者の財産状況又は業務運営の改善、販売契約の変更等を命ずることができるとしてする。

4 現行法により前払式割賦販売業の登録を受けている者について、改正法施行日から一年間は新法による許可を受けたものとみなす規定及び新法による営業保証金は二年間に四回に分けて供託させる経過規定等を設ける。

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について万全を期すべきである。
〔別紙〕
割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 決算の内容
〔一〕 一般会計
昭和四十年度一般会計歳入歳出決算は、歳入三兆七千七百三十億九千六百万円余、歳出三兆七千二百三十億一千六百万円余であり、差引五百億八千万円余の剩余金を生じたが、この剩余金は、財政法第四十一条の規定によつて、昭和四十一年度の歳入に繰り入れられ

供託に関する規定は、公布の日から六月以内に定める日から施行する。ただし、前受金の供託に関する規定は、公布の日から三月以内で政令

二 割賦販売体制を強化するため、信用調査、消費者金融、割賦販売金融、割賦代金回収、割賦

ている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額三兆七千四百四十七億二千五百万円余に対し、二百八十三億七千五百万円余の増加となり、歳出においては、予算額

三兆七千四百四十七億二千五百万円余に前年度繰越額四百二十一億六千七百万円余を含むた予算現額は三兆七千八百六十八億九千二百万円余であり、このうち支出済額は三兆七千二百三十億一千六百万円余、翌年度繰越額は、四百二十六億四千七百万円余、不用額は、三百十二億二千八百万円余である。

国の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、二百三億七千八百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は二百四十億九千八百万円余で、本年

度は、三百四十億九千八百万円余、本年度繰越債務額は二百四十億九千八百万円余であるが、実際の債務負担額は、三百四十億九千八百万円余で、本年

度支出その他の理由による債務消滅額は、三百億二千二百万円余で、四百十一億五千三百億二千二百万円余であり、既往

年度からの繰越債務額は、百九十五億七千九百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、百八十八億五千七百万円余で、二百八億一千万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十四条の二第一項の規定に基づく総費による債務負担の本年度限度額は、二百二十一億六千九百万円余であるが、実際の債務負担額は百六十七億二千百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、百二十六億七千三百円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、内国債五百九十一億四千三百万円余、外國債二十三億一千円余、計六百十四億五千四百万円余で、内国債六千八百六十二億円余、外國債百九十七億八千円余、計七千五十九億八千百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

(二) 特別会計

昭和四十年度特別会計の数は四十三である。その決算額の合計は、歳入七兆二千六百六十億四千七百万円余、歳出六兆四千六十三億七千四百円余、既往年度から

の繰越債務額は、七百八十四億一千八百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、六百三十七億三千八百万円余で、千九十四億七千八百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

公債の本年度債務負担額は、内国債三千九十九億九千六百万円余、外國債（円換算以下同）五百萬円余、計三千百四十億百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、内国債四千三百十三億四千七百万円余、外國債二百二十億八千六百万円余、計四千五百三十億三千四百円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、内国債五百九十一億四千三百万円余、外國債二十三億一千円余、一千二百万円余で、百八十二億六千七百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく債務負担行為の本年度限度額は、千七十九億三千五百万円余であるが、実際の債務負担額は、千四十七億九千八百万円余、既往年度から

の繰越債務額は、七百五十五億一千九百万円余で、千二百三十九億四千三百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

公債の本年度発行その他の理由による債務うち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、七十五億円であるが、実際の債務負担額は、六十五億五千四百万円余である。既往年度からの繰越債務額は、五百万円

余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、六十五億五千七百万円余で三百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

歳出予算の繰越債務については、本年度における債務負担額は、百八十億八千三百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、三百九十七億八千七百万円余、本年度債務負担額は、六十五億五千四百万円余である。既往年度からの繰越債務額は、五百万円

千二百万円余で、三百八十八億七千五百万円

余が翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度債務負担額は、千三百十七億七千五百万円余で、既往年度からの繰越債務額は、千五百七十四億一千百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、二

百八十五億四千六百万円余で、二千六百六億四千百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、四兆五千六百七十八億七千二百万円であり、既往年度から

の繰越債務額は、六千五百五十五億四千五百

万円、本年度償還その他の理由による債務消

滅額は、四兆五千五十二億一千七百万円で、七千八百八十二億円が翌年度以降へ繰り越され

た。

(1) 本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があがつていないのである。

(2) 青少年対策費は、總理府のは外務、文部、農林、運輸、労働、建設等の各省においてそれぞれ執行されているが、その総合的施策の樹立についてなお、十分とは認め難いところがある。

たとえば、青年の家は文部省に、ユースホステル補助金は運輸省に、勤労青年ホール建設補助金は労働省に、それぞれ予算が計上されているが、これらはいずれも青少年を欠いたため、その効率的使用等の所期の成

果が十分達成されていないと思われる事項がついている。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(3) 本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があがつていないのである。

(4) 本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があがつていないのである。

左記事項はそのおもな事例であるが、政府はこれらについて特に留意して、適切な措置を講じ、相互協力のもとに事業の推進を図るべきである。

四 政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十三で、収入合

計は、三兆三千三十二億三千九百万円余、支

出合計は三兆一千三百四十五億八千九百万円

余である。

二 議決の内容

昭和四十年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき左のことく議決すべきものと議決した。

昭和四十年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき左のことく議決すべきものと議決した。

昭和四十年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき左のことく議決すべきものと議決した。

(1) 近時行財政の便直化にかんがみ、行政機

構の改革については、數年来その実現を要望してきたところであるが、未だ、実があがつてない。改革の実施に当たり、公社、公團、公庫、事業団等の整理統合をも含め、画一的な機構改革におちいることなく、計画的かつ合理的な視野に立ち、機構の能率が十分に發揮されるよう努めるべきである。

住家族の定着率は、ブラジルのアマゾン地方四四パーセント、ボリビア七四パーセント等となつてゐる。これは移住政策が移住者の送田に専念して、その後の定着援護について十分な配慮に欠けるところがあるからと思われる。

移住政策を再検討し、農業移住者のほか、工業技術等を有する者の移住の推進をはかるとともに、送田者の現地における定着援護に遺漏のないよう、万全の措置を講ずべきである。

省において移住計画を策定して、移住者の送出を行なつてゐるが、送出実績は逐年低下し、また、受入れ国における移住者の生活は必ずしも安定したものとい難い。移

きである。

(3) 移住振興事業については、外務、農林各

省において移住計画を策定して、移住者の

効果があがつていいもの、および社会経済の情勢変化にともない、実情に合致しなくなつたもの等が見受けられる。

補助を受ける地方公共団体においては、これら補助事業施行のための負担金が増大してかえつて地方財政圧迫の一因となり、事業の円滑なる遂行を困難にしているとも思われる。これは補助金行政が国及び地方を通じて連年慣習的に繰り返し行なわれてきたことに起因するものと考えられる。

これら地方公共団体等に対する補助事業について、その必要性を全面的に再検討し、同一ないし類似補助金の統合、および零細補助金の整理等を行なつて、予算の効率的使用を図るべきである。

(5) 科学技術の開発途上における物品製造請負契約等の処理について、改善を要すると認められるものがある。

すなわち、東京大学宇宙航空研究所の観測ロケットの製造請負契約について、製造に着手しているのに契約書が作成されおらず、請負業者の参考見積がそのまま契約金額として採用されている事例が認められ

る。

開発途上の物品製造については、製造に着手する前にその価格を適確に予定することとは困難と思われるが、経理関係法規の整備、研究および経理部門の一括充実を図つて、今後における科学技術振興の円滑を期すべきである。

(6) 農業構造改善事業は農業生産基盤の整備、農業近代化施設の導入等を行なうたため、国の補助金の交付を受けて実施されるものであるが、国又は地方の指導不適切等のため、設置された施設等が、十分に活用されていない事例が見受けられる。

(7) 昭和四十年度決算検査報告において会計検査院が指摘した不当事項については、本院においてもこれを不當と認める。

本院は連年政府に対して不当事項の根絶について注意を喚起してきたにもかかわらず未だ同様事例が跡をたたないのはまことに遺憾である。

本件は、昭和四十年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和四十年度中に増加した国有財産の類は、制度、機構の改正整備を図り、官紀を爾正して万全を期すべきである。

(8) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

つては、本院の決算審議の結果を十分に考慮して、財政運営の健全化を図り、もつて国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

昭和四十三年五月十三日

決算委員長 大石 武一

衆議院議長 石井光次郎殿

る。

経費の予算計上、予備費の使用の決定にあたっては、現在の実態と将来の推移を適確に把握するとともに、熱意をもつて予算の執行にあたり、いやしくも主要事業費につき不用額を生ずるがことをことのないよう努めるべきである。

(8) 昭和四十年度国有財産増減及び現在額統計書に関する報告書

本院は連年政府に対して不当事項の根絶について注意を喚起してきたにもかかわらず未だ同様事例が跡をたたないのはまことに遺憾である。

本件は、昭和四十年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和四十年度中に増加した国有財産の類は、一般会計並びに特別会計を合わせて一兆三千八百三十七億三千百万円余、同じく減少した額は二千九百三十億七千万円余、差引純増加額は一兆九百六億六千万円余である。

これを前年度末現在額三兆九千九百五十三億八千六百万円余に加算すると、本年度末現在額

は五兆八百六十億四千七百万円余である。

そのおもなものは、政府出資等一兆六千八百三十六億七千六百万円余、土地一兆六千百十三億二百万円余、立木竹六千百三十一億五百万円余、建物六千百億一千万円余である。

なお、増減のおもなものは、増においては、土地九千二百四億八千万円余、政府出資等一千九百四十三億三千八百万円余、建物千四百五十七億二千四百万円余等であり、減においては、航

空機千百十三億円余、船舶四百七十二億九千三百百万円余、土地四百四十三億七千万円余等である。

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。
二 本件の要旨及び目的
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和四十三年五月十三日 決算委員長 大石 武一

衆議院議長 石井光次郎殿

会計並びに特別会計を合わせて四百二十二億四千五百万円余、同じく減少額は二十九億六千四百万円余、差引純増加額は三百九十二億八千万円余である。

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和四十三年五月十三日 決算委員長 大石 武一

外 (号) 報 官 (官)

百四十三億円余等である。航

百四十三億三千八百万円余、建物千四百五十七

億二千四百万円余等であり、減においては、航

空機千百十三億円余、船舶四百七十二億九千三百

百万円余、土地四百四十三億七千万円余等である。

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その

旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月十三日 決算委員長 大石 武一

決算委員長 大石 武一

昭和四十年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨
本件の趣旨は、

万円余等である。

昭和四十年度国有財産無償貸付状況総計算

書に関する報告書

一 本件の趣旨

国民又は現地居住者をこれらの行為から生ずる

1 合衆国が小笠原群島等に関する平和条約第

三条に基づくすべての権利及び利益を日本國のために放棄し、日本國はこの協定発効の日

から、これらの諸島の行政、立法及び司法上

のすべての権力を行使するための機能及び責

任を引き受けること。

2 安全保障条約等日米間に締結されている諸

条約が、本協定発効の日からこれらの諸島に

適用されること。

3 合衆国軍隊が現に利用している硫黄島及び

南島島における通信施設用地(ロラン局)は、

合衆国軍隊の地位に関する協定に従つて、合

衆国軍隊が引き続き使用し、その他の諸島に

おける設備及び用地は、本協定発効の日に日

本国に引き渡されること。

4 合衆国の施政期間中適用された法令により

認められる日本国民の請求権を除いて、日本

国は、これらの諸島において生じた合衆国及

びその国民に対するすべての請求権を放棄す

ること。

5 日本国は、合衆国の施政期間中に、当局の指

令によつて行なわれた行為を承認し、合衆国

のための具体的な取扱いに関する、同年十一月以

て、政府は、小笠原群島等の日本國への復帰

のための具体的な取扱いに関する、同年十一月以

て、政府は、小笠原群島等の日本國への復帰

る民事又は刑事の責任を問わないこと。

6 合衆国の当局は、その施政期間中、日本国民に属する財産権及び所有利益の権原を、移転するいかなる公的な行動も執らなかつたことが確認されること。

等を規定している。

なお、本協定は、日本国政府が国内法上の手続に従つて承認した旨の通知を合衆国政府が受領した日の後三十日目の日に効力を生ずることになつていて。

よつて政府は、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国民の長年の念願であつた小笠原群島等の復帰を実現するものであり、日米両国間の友好關係の一層の緊密化にも資するものと考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月十四日

外務委員長 秋田 大助

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第二十九号中正誤

ベシ	段行	誤	正
九九	四八	提出	提案
九〇	二末七	正確な	正確に
九〇	三九	子供だましい	子供だまし
九三	四〇	提出	提案
九五	一七	社会労働	社会保険
九六	三七	都道府県を	都道府県が
ベシ	段行	誤	正
九四	一六	維持増大	維持増大

昭和四十三年五月十四日

衆議院会議録第三十三号

一一〇四

明治二十五年三月三十一日
郵便物認可

定価 一部 二十五円
(だいじやうひょうは三十円)

発行所 東京都港区赤坂夷町二番地
大藏省印刷局

電話 東京 五八二四四二一(大住)